

中央市子ども・子育て支援事業計画

親が子どもがしきしきプラン

平成27年3月

山梨県 中央市

はじめに

本市は、平成20年3月に「実り豊かな生活文化都市」を市の将来像に掲げた「第1次中央市長期総合計画」を策定し、「生きがいと安らぎの福祉」を目指した基本施策の下、各種児童福祉施策を推進してまいりました。

また、平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間とした「中央市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、次代を担う子どもを育てるすべての家庭を支援し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めてまいりました。

国においても、平成15年には「少子化社会対策基本法」を制定させるなど、子育ての環境整備や少子化に対処するための法整備を推し進めてきました。そして平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる子ども・子育て関連3法を成立させました。この子ども・子育て関連3法は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量的拡充や質の向上を図っていかうとするもので、それに基づいた「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的にスタートします。

本市では、教育・保育及び各種子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、子ども・子育て新制度に基づく施策を円滑に進め、親と子どもがいきいきと輝き、喜びであふれる地域づくりを推進するため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「中央市子ども・子育て支援事業計画 親が子どもがいきいきプラン」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、就学前児童及び学童をもつ市民の皆様に対して子育て支援に関するニーズ調査を実施し、このニーズ調査結果を反映させながら、中央市子ども・子育て会議において事業計画の内容をご審議いただき、策定を進めてまいりました。子どもの健全育成と子育てが安心して行える環境づくりを推進させるため、市民の皆様と協働で計画実現に向け、取り組んでいきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、慎重な審議をしていただきました中央市子ども・子育て会議の委員の皆様など、関係各位のご協力に対しまして心から感謝申し上げます。



平成27年3月

中央市長 田中久雄

—目次—

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の名称	2
4. 計画策定の基本的な考え方	2
5. 計画の期間	2

第2章 中央市の概況

1. 人口等の推移	3
2. 保育サービスの状況	7
3. 母子保健の状況	12
4. 就学の状況	16
5. 安全の状況	17
6. ニーズ調査の概要	18

第3章 計画方針

1. 基本的な考え方	22
2. 総合目標	22
3. 施策の体系	23

第4章 施策の展開

1. 子ども・子育て支援新制度事業の推進	24
1) 教育・保育提供区域の設定	24
2) 児童人口の推計	24
3) 教育・保育認定について	25
4) 認定こども園の普及	25
5) 教育・保育の量の見込みと確保方策	26
6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	28

2. 分野別の施策・事業の取り組み	38
1) 保育環境の整備による子育て支援の充実	38
2) 親子の健康づくりの推進	46
3) 子どもの教育環境の整備	51
4) 妊産婦や子どもにやさしい安全なまちづくりの推進	54

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制	58
---------	----

資料編

○関係条例	60
1. 中央市子ども・子育て会議条例	60
2. 中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例	61
3. 中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例	73
4. 中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例	84
5. 中央市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例	88
○策定の経緯	89
○中央市子ども・子育て会議委員名簿	90

第 1 章 分野別の施策・事業の取り組み

1. 計画の背景

平成元年に合計特殊出生率が戦後最低の 1.57 となり、さらに、平成 17 年には過去最低となる 1.26 まで落ち込みました。この間も国は、平成 7 年に子育て支援のための施策の基本的方向「エンゼルプラン」や平成 11 年の少子化対策推進基本方針に基づき重点的に推進すべき少子化対策の具体的な実施計画「新エンゼルプラン」などにより少子化対策を推進してきました。

平成 15 年 7 月には、抜本的な少子化対策を図るため、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年度から平成 26 年度まで 10 年間で集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に対し「次世代育成支援地域行動計画」の策定と推進を義務づけました。これを受けて中央市では、平成 20 年 3 月に「中央市次世代育成支援地域行動計画」、平成 22 年 3 月に「中央市次世代育成支援地域行動計画(後期行動計画)」を策定して、子どもの育成支援の推進を図ってきました。

加えて、平成 15 年「少子化対策基本法」、翌 16 年に「少子化社会対策大綱」、平成 19 年「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成 22 年「子ども、子育てビジョン」など、子育てと仕事の両立に関わる支援と取り組みが進められてきました。

さらに、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、子育て支援の質・量の拡充を図るため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て支援関連 3 法」が成立し、これらの法整備に基づいた子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から実施されます。

合計特殊出生率も平成 17 年の 1.26 から回復傾向にあり、平成 25 年には 1.43 となりましたが、出生数自体は過去最少となり、依然として少子化傾向は続いています。そのため、10 年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法も平成 26 年に改訂され、平成 27 年から 10 年間の期限延長となりました。

※ 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産む子どもの数

2. 計画の目的

子ども・子育て支援事業計画は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に協力して行うという基本理念に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進することを目的とした計画です。

3. 計画の名称

**中央市子ども・子育て支援事業計画
『親が子どもがいきいきプラン』**

4. 計画策定の基本的な考え方

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき策定するものですが、本市の街づくりの最上位計画である「第 1 次中央市長期総合計画（後期計画）」に示された市の施策との整合性を図り、市の子育てに関わる関連計画の諸施策についても踏まえながら策定します。

中央市では、子育て関連施策の実施にあたり、次世代育成支援対策推進法に基づき、「中央市次世代育成支援地域行動計画」を策定して事業を実施してきましたが、同法の 10 年間の期間延長にあたって、平成 26 年 11 月に告示された「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」により、市町村行動計画の策定が任意化され、「子ども・子育て支援事業計画」と一体化させても差し支えないことになったため、中央市で平成 22 年に策定した「中央市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」での各々の行動計画を引き継ぎ、継続的な子育て環境整備への取り組みを進めます。

5. 計画の期間

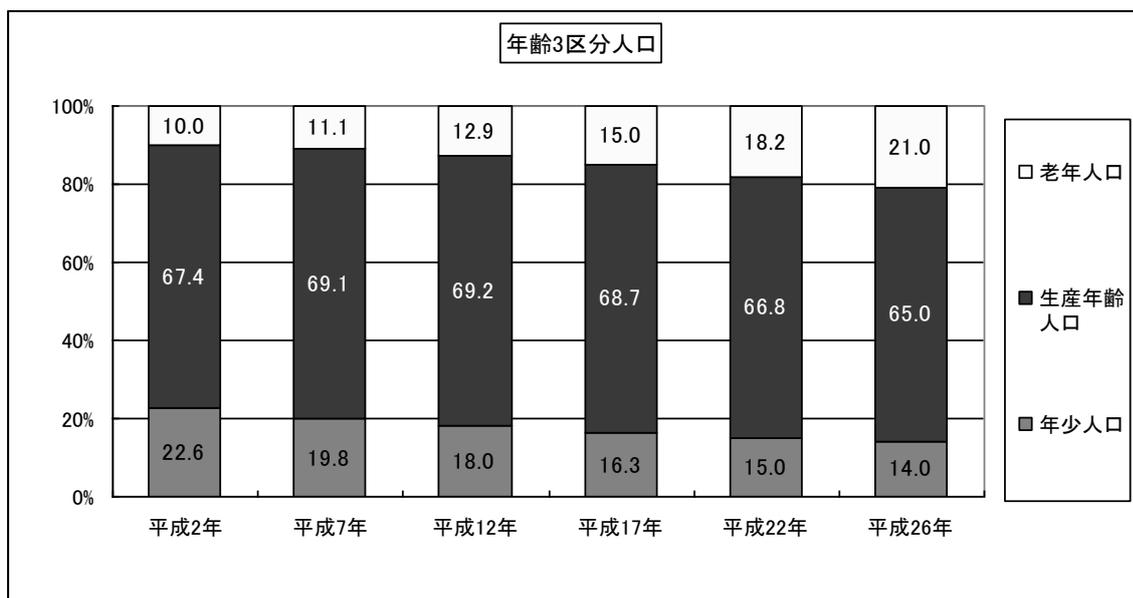
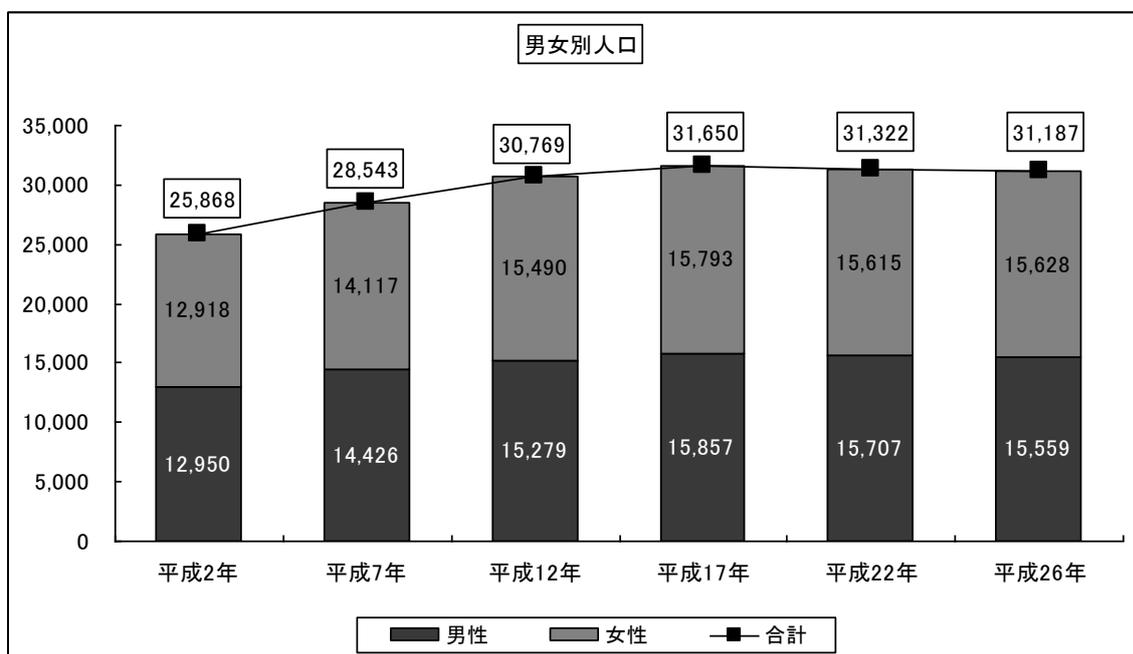
子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項により、5 年ごとに策定することが義務付けられているため、本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

第2章 中央市の概況

1. 人口等の推移

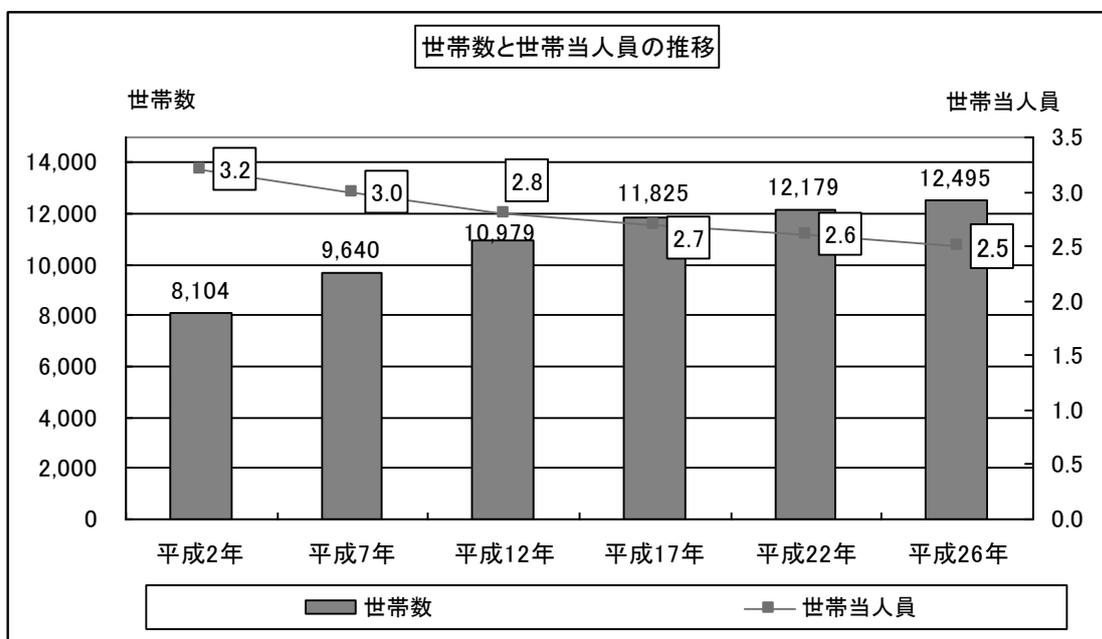
1) 人口

総人口は増加傾向で推移していましたが、平成17年の31,650人をピークに減少傾向に転じています。また、年齢三区分別の人口構成では、「老年人口（65歳以上）」の増加が目立つ一方「生産年齢人口（15～65歳）」「年少人口（14歳以下）」の減少が続いています。



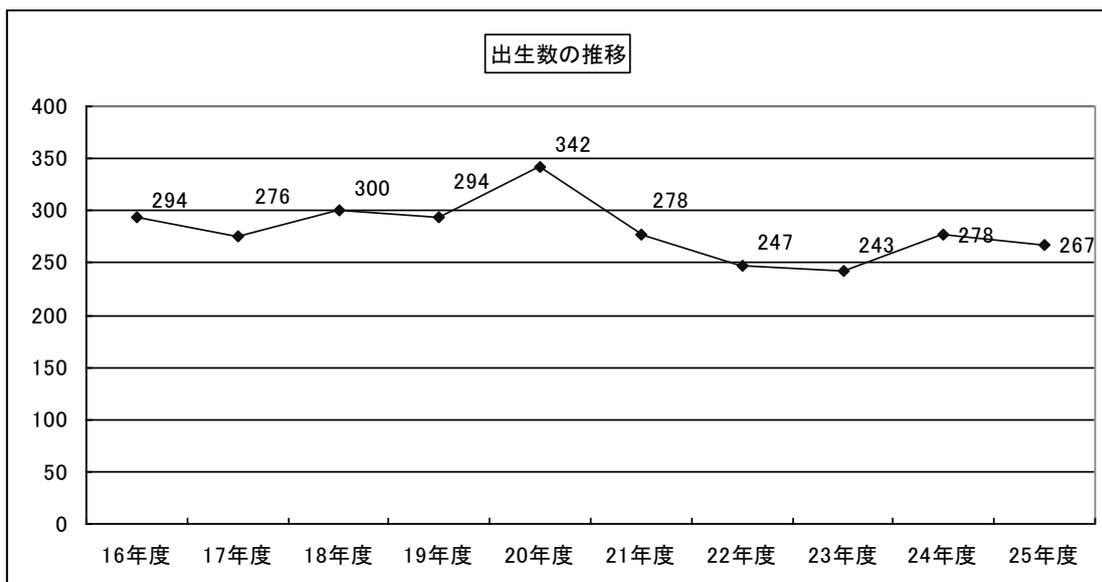
2) 世帯

世帯数は増加傾向にあり、平成 26 年は 12,495 世帯となっています。一方、世帯当りの人員は減少傾向にあり、平成 26 年は 2.5 人となり、家族数の減少が続いています。



3) 出生数

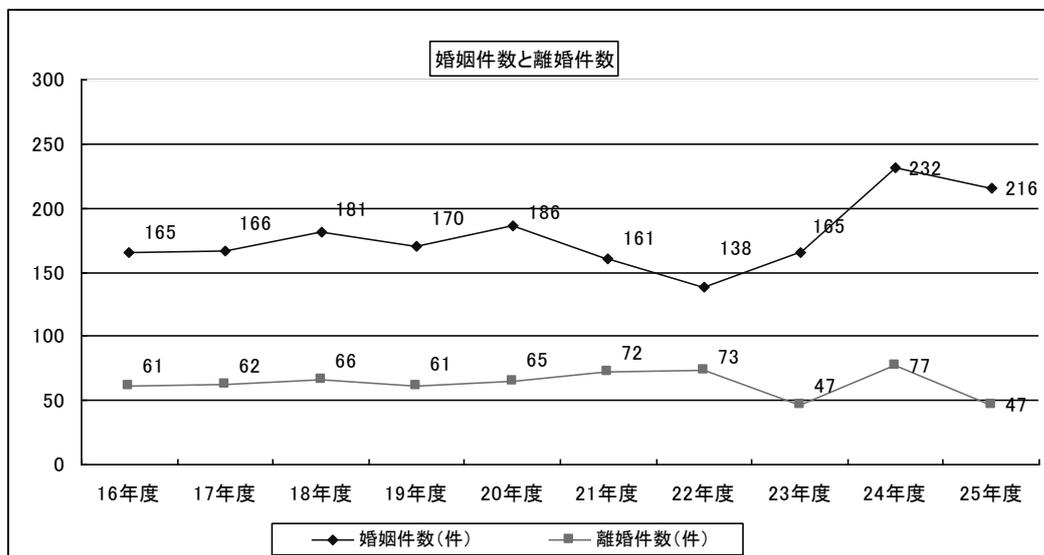
出生数は、増加基調の推移でしたが、平成 20 年度の 342 人から減少傾向に転じ、ここ 5 年間は平均 260 人程度での推移となっています。



4) 結婚・離婚

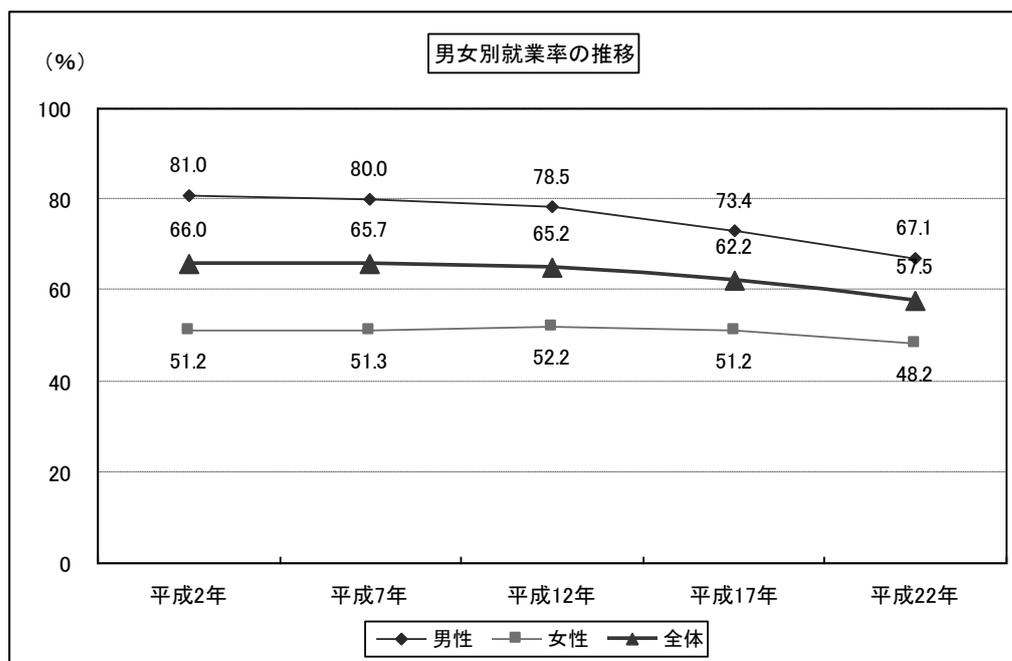
婚姻件数は、平成 21 年度まで 170 件前後での横ばいで推移していましたが、平成 22 年度に 138 件と低下した後、再び増加傾向に転じています。

一方、離婚件数は 60 ～70 件台で推移していましたが、23 年と 25 年では 50 件以下となっています。



5) 就業率

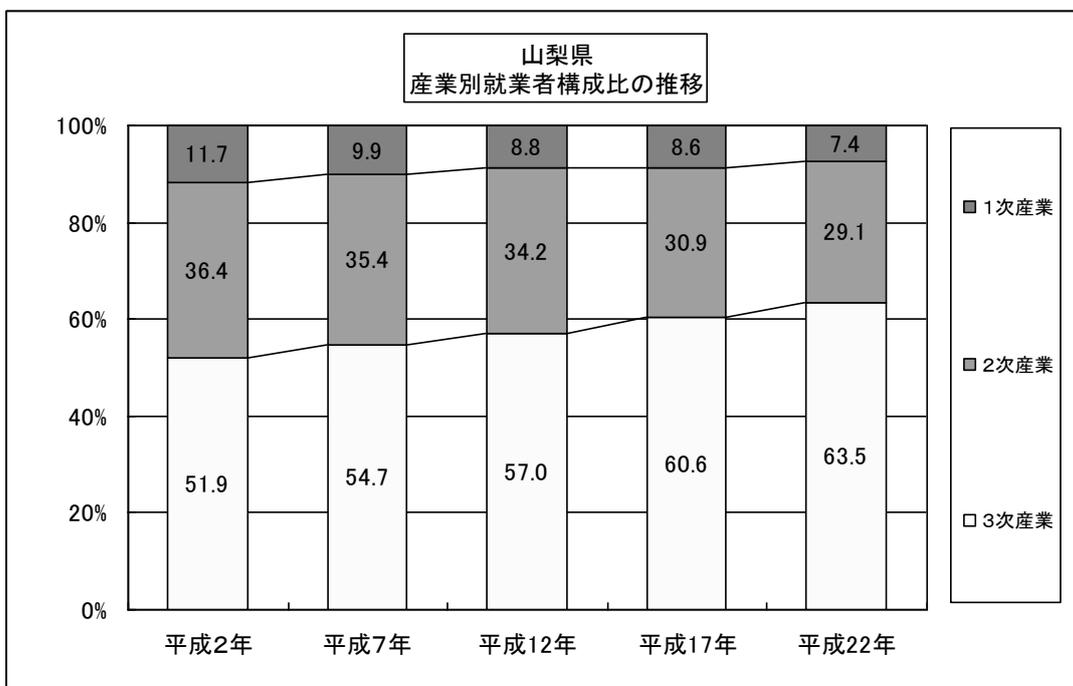
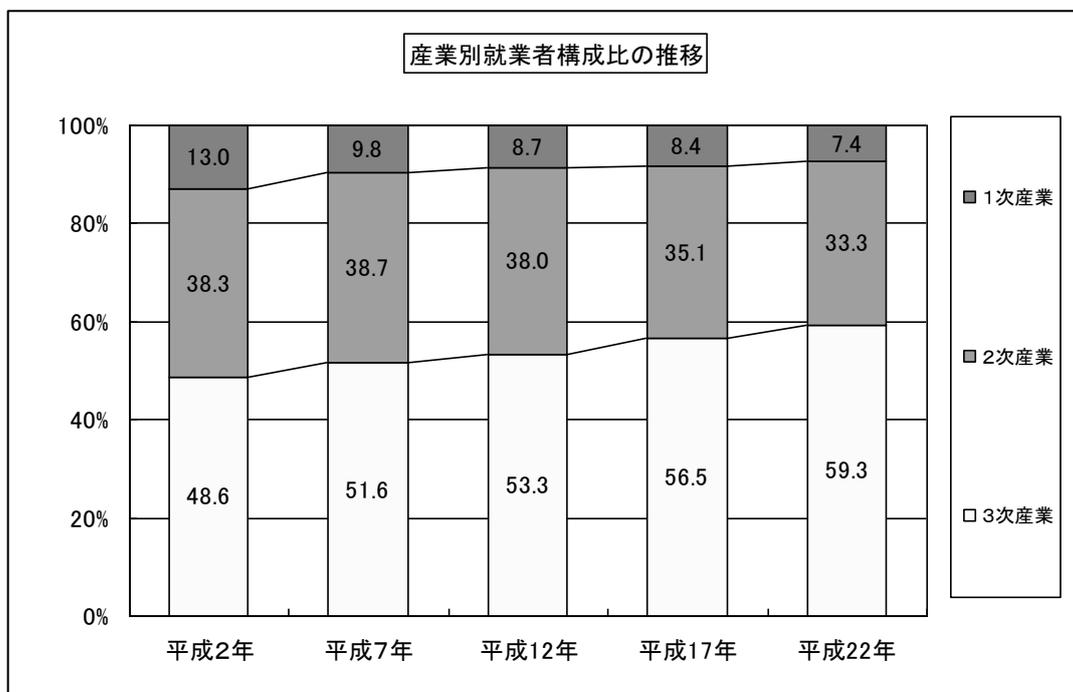
就業率は、平成 12 年以降に男性の就業率が低下傾向になり、全体の就業率を下げる結果となっています。女性は 50%程度での推移が続いています。



5) 産業別就業者構成比の推移

産業別の就業者構成比をみると、第1次産業および第2次産業の減少と第3次産業の増加が顕著に見られます。

山梨県全体と比較すると、第2次産業の減少が緩やかで、第3次産業の増加が少ない傾向になっています。



2. 保育サービスの状況

1) 保育園・認定こども園の状況

本市には9カ所の保育園・認定こども園があり、乳児保育は公立4カ所と民間3カ所で実施され、19時までの延長保育は9カ所で実施されています。なお、休日保育を実施している施設はありません。

平成26年4月1日現在

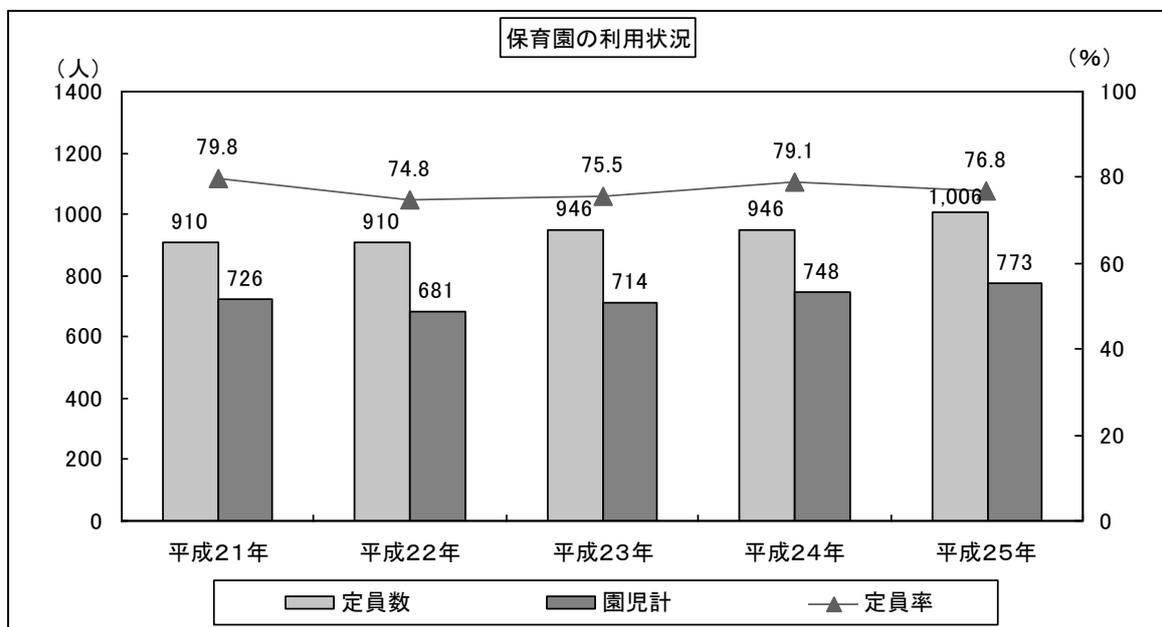
施設名	玉穂 保育園	田富第一 保育園	田富第二 保育園	田富第三 保育園	田富北 保育園	豊富 保育園
住所	成島2387-2	布施3015	西花輪2002	東花輪1173	山之神22-59	大鳥居3790
開所年度	昭和28年	昭和29年	昭和47年	昭和53年	昭和58年	昭和43年
保育時間帯 (時間外・延長含む)	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00
乳児保育の有無	あり (6カ月以上)	あり (6カ月以上)	あり (6カ月以上)	あり (6カ月以上)	なし	なし
休日保育の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
延長保育の有無	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)
職員数合計	26	21	13	17	15	12
うち保育士	18	16	9	11	11	8

平成26年4月1日現在

施設名	社会福祉法人 成島 まみい保育園	学校法人中沢学園 認定こども園		学校法人井口学園 認定こども園	
		みかさ保育園	田富みかさ 幼稚園	わかば ナーサリー	わかば幼稚園
住所	成島1072-1	臼井阿原813-6	臼井阿原813-6	井之口937-2	井之口937-2
開所年度	平成13年	平成23年	昭和55年	平成25年	昭和54年
保育時間帯 (時間外・延長含む)	7:30～19:00	7:30～19:00	9:00～15:00	7:30～19:00	9:00～15:00
乳児保育の有無	あり (2カ月以上)	あり (6カ月以上)	なし	あり (6カ月以上)	なし
休日保育の有無	なし	なし	なし	なし	なし
延長保育の有無	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	なし	あり (18:30～19:00)	なし
職員数合計	31	13	14	13	23
うち保育士・教諭数	24	9	8	11	19

2) 保育園の利用状況

保育園の定員数は、平成21年の910人から平成25年には1,006人へと増員しています。園児数は、受け入れ年齢の引き下げもあり、700人台で、年々増加傾向になっています。また、定員率についてはここ5年間75~80%の間で推移しています。



※定員率=園児数/定員数×100

3) 児童館の状況

市内には 11 カ所の児童館があり、田富地区 7 カ所、玉穂地区 3 カ所、豊富地区 1 カ所となっています。

また、平成 25 年度の年間利用者数は、11 カ所をあわせて延べ 54,298 人となっています。

施設名	玉穂中央児童館	玉穂北部児童館	玉穂西部児童館	田富中央児童館	田富わんぱく児童館	田富ひばり児童館
住所	成島3512-2	井之口1139-1	下三條133	布施2382	東花輪1351-1	山之神1156-119
開所年	昭和63年4月	平成元年4月	平成2年3月	昭和54年4月	昭和56年4月	昭和57年3月
開館時間	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時
年間利用者数(25年度)	2,724	5,139	2,562	1,853	6,633	11,312

施設名	田富杉の子児童館	田富ひまわり児童館	田富つくし児童館	田富すみれ児童館	豊富児童館
住所	西花輪1415-3	東花輪1119-26	藤巻2303-2	布施242-3	大鳥居3770
開所年度	平成元年1月	平成元年8月	平成5年4月	平成10年4月	平成4年7月
開館時間	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時
年間利用者数(25年度)	1,987	8,887	1,847	1,457	9,897

4) 放課後児童クラブの状況

市内には、小学生を対象とした放課後児童クラブが8カ所あり、田富地区4カ所、玉穂地区3カ所、豊富地区1カ所となっています。主に市立児童館を活用して実施していますが、田富地区で社会福祉法人ひとふさの葡萄による委託事業として行っているところもあります。

名称	玉穂中央児童館 放課後児童クラブ	玉穂北部児童館 放課後児童クラブ	玉穂西部児童館 放課後児童クラブ	田富中央児童館 放課後児童クラブ
住所	成島3512-2	井之口1139-1	下三條133	布施2382
対象	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生
開所年度	平成10年4月	平成16年4月	平成17年1月	平成19年4月
利用時間	○平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 ○学校の休業日 午前8時～午後6時30分	○平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 ○学校の休業日 午前8時～午後6時30分	○平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 ○学校の休業日 午前8時～午後6時30分	○平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 ○学校の休業日 午前8時～午後6時30分
会費	年額12,000円	年額12,000円	年額12,000円	年額12,000円

名称	田富杉の子児童館 放課後児童クラブ	田富すみれ児童館 放課後児童クラブ	豊富保健センター 放課後児童クラブ	社会福祉法人ひとふさの 葡萄 またあした
住所	西花輪1415-3	布施242-3	大鳥居3770	山之神1522-83
対象	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生	保護者が就労等で昼間 家庭にいない小学生
開所年度	平成17年1月	平成10年4月	平成16年7月	平成16年10月
利用時間	○平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 ○学校の休業日 午前8時～午後6時30分	○平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 ○学校の休業日 午前8時～午後6時30分	○平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 ○学校の休業日 午前8時～午後6時30分	○平日(月～金曜日) 午後0時～午後7時 ○土曜日 年間15日開館 ○学校の休業日 午前8時～午後7時
会費	年額12,000円	年額12,000円	年額12,000円	入会金 200円 保険料 1,800円 利用料 内容により異なる

5) 子育てサークルなどの状況

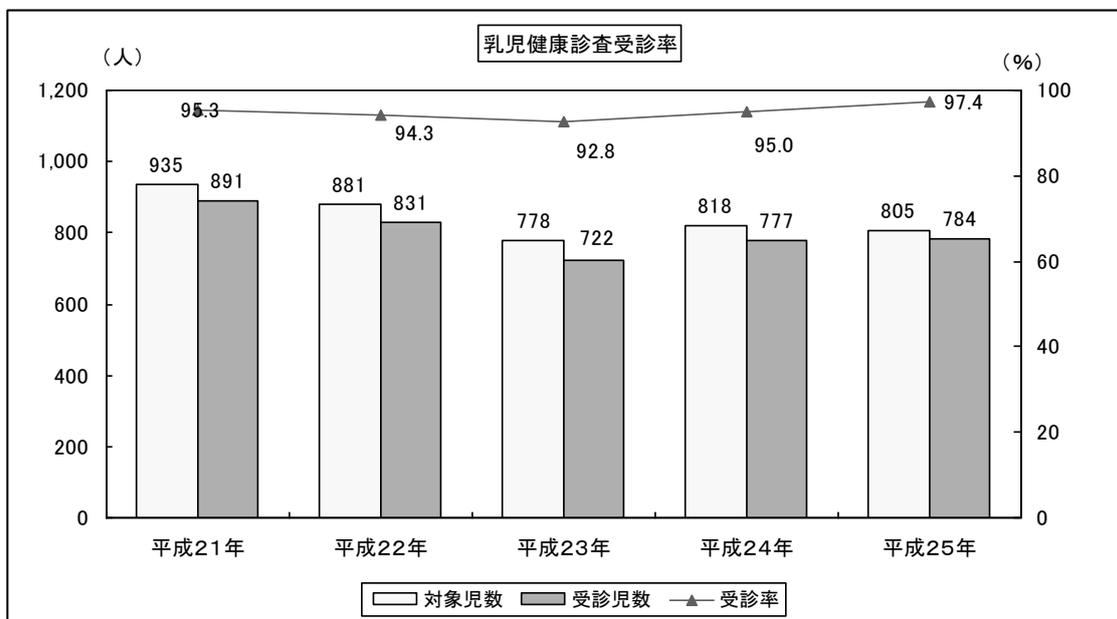
本市には3つの子育てサークルの団体があり、それぞれ就園前の親子に向け、仲間づくりや体操などの各種教室、季節の行事、読み聞かせなどを行っています。また、子育て支援をするボランティアグループもあります。

団体名	活動日時	活動場所	対象	活動内容	備考
やんちゃくらぶ	毎週木曜日	田富総合会館	就園前の子とその母親	リミック教室 クリスマスコンサート	市外者も在籍。平成17年から企業の支援を受けている。ママネットやNPO法人との連携を深め、県内のサークルと交流を図る。
わんぱくくらぶ	毎週水曜日	田富総合会館	就園前の子とその母親	手遊び・読み聞かせ・工作・水遊び・お花見・運動会・クリスマス会・お別れ会	「ママネットやまなし」に加入。
にこにこKIDS	毎週金曜日	玉穂北部児童館	就園前の子とその母親	お話し会 自由遊び 季節の行事	
おんぶコアラ		中央市社会福祉協議会		みらいサポート中央の講習会等における託児。 まちかど保育園(イツモア内)にスタッフとして参加。 親子を対象にしたイベントの開催。	ボランティアグループ

3. 母子保健の状況

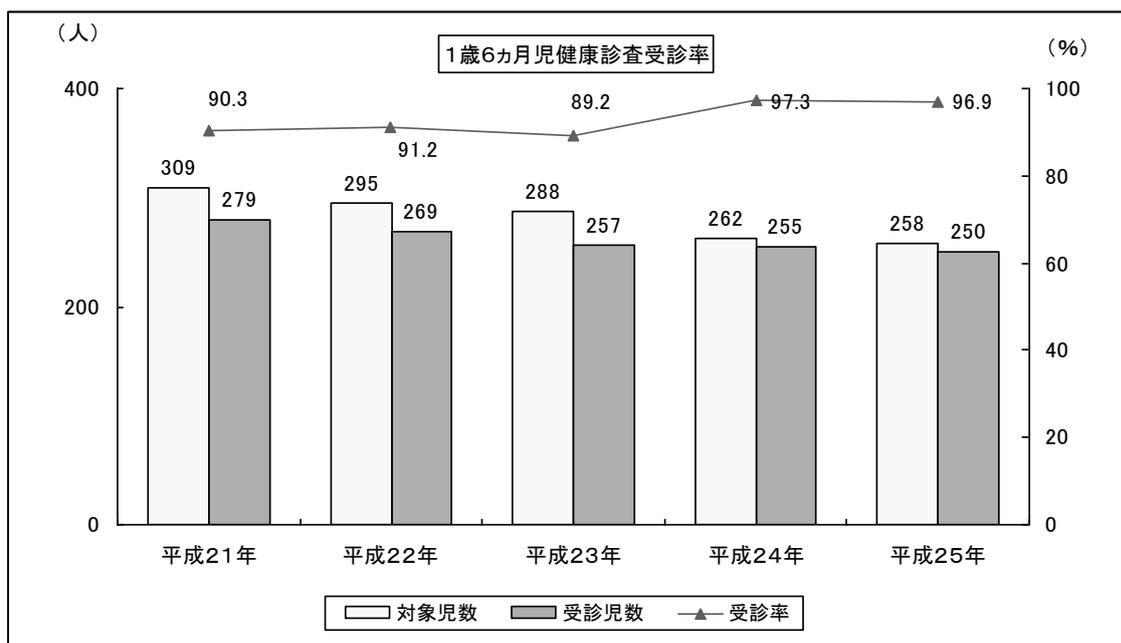
1) 乳児健康診査

本市の乳児健康診査の受診対象児は、平成 21 年の 935 人から平成 25 年の 805 人へと減少しています。受診率については 95%前後での推移となっています。



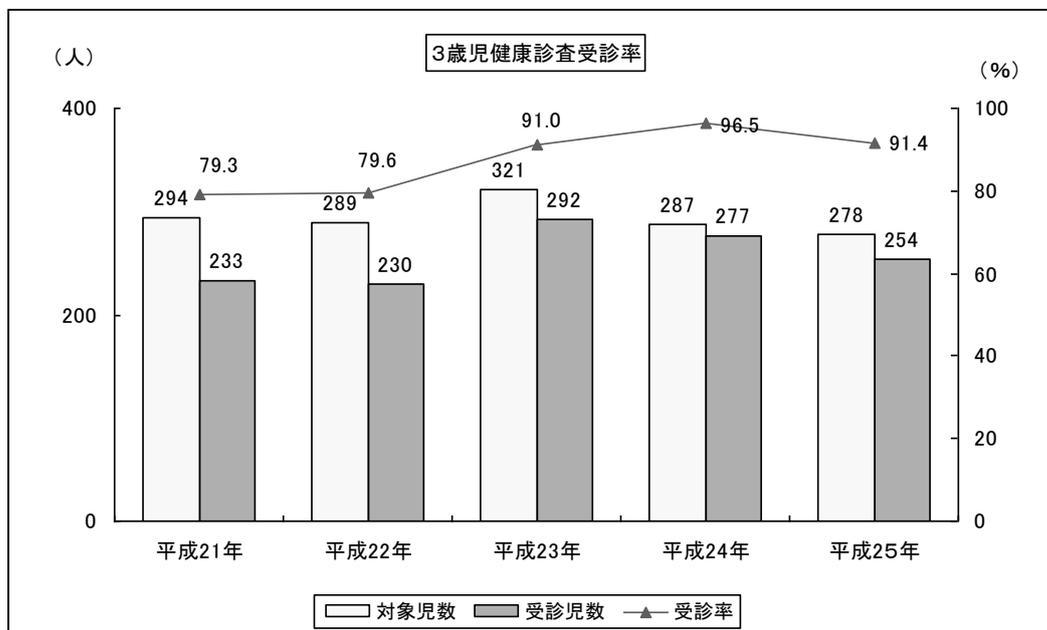
2) 1歳6ヵ月児健康診査

1歳6ヵ月児健康診査の対象児数は、平成 21 年の 309 人から平成 25 年の 258 人へと減少しています。一方、受診率は増加し平成 25 年には 96.9%となっています。



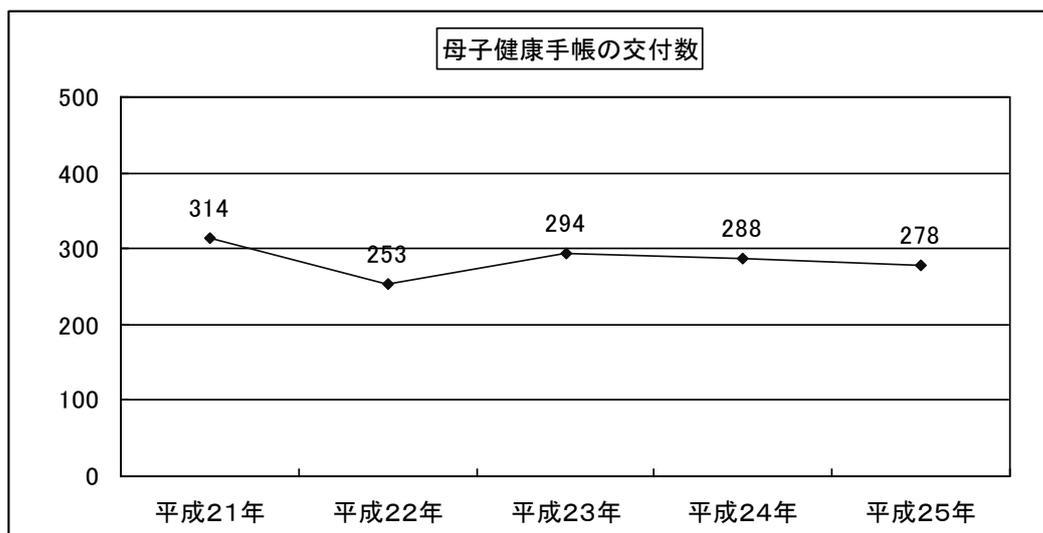
3) 3歳児健康診査

3歳児健康診査の対象児数は、平成23年には321人となり増加傾向でした。その後、減少に転じ平成25年は278人となっています。受診率については、平成21年の79.3%から増加基調で推移し平成25年は91.4%となっています。



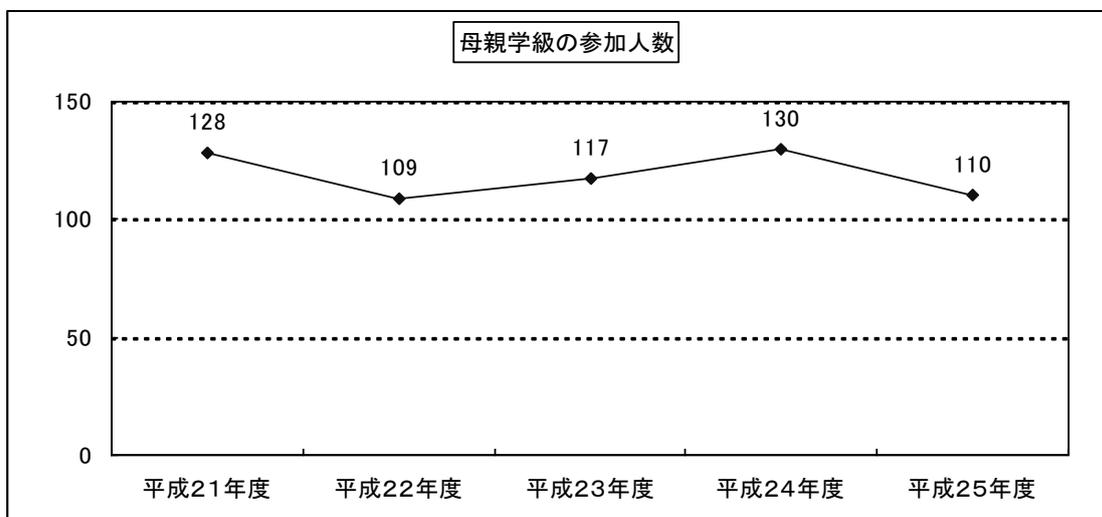
4) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付数は、平成21年の314人から減少傾向で推移しています。



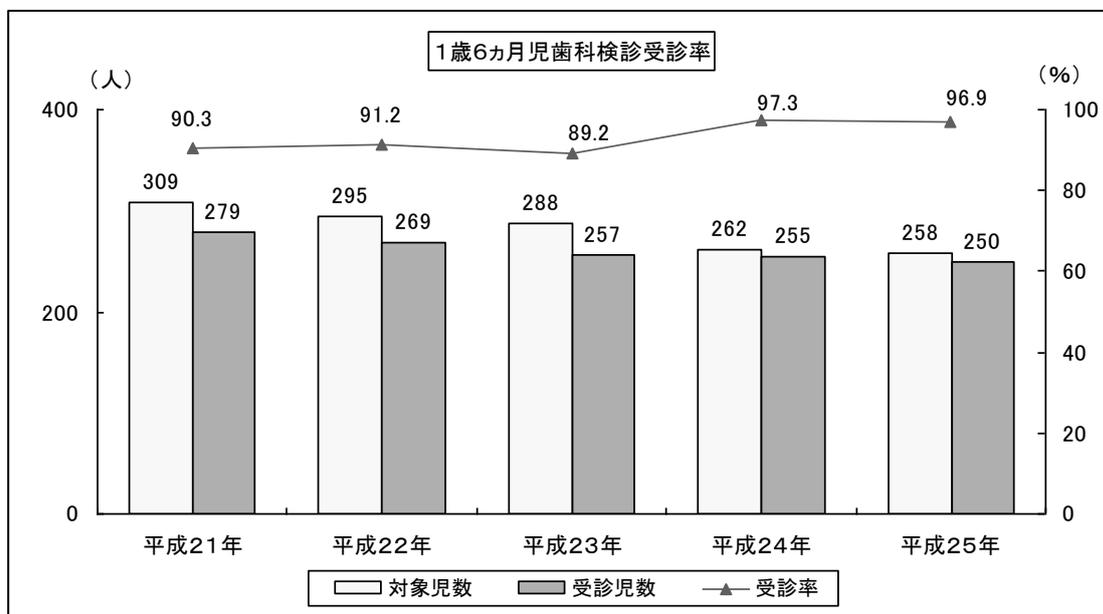
5) 母親学級の参加人数

母親学級の参加人数はここ5年間、概ね120人前後での推移となっています。



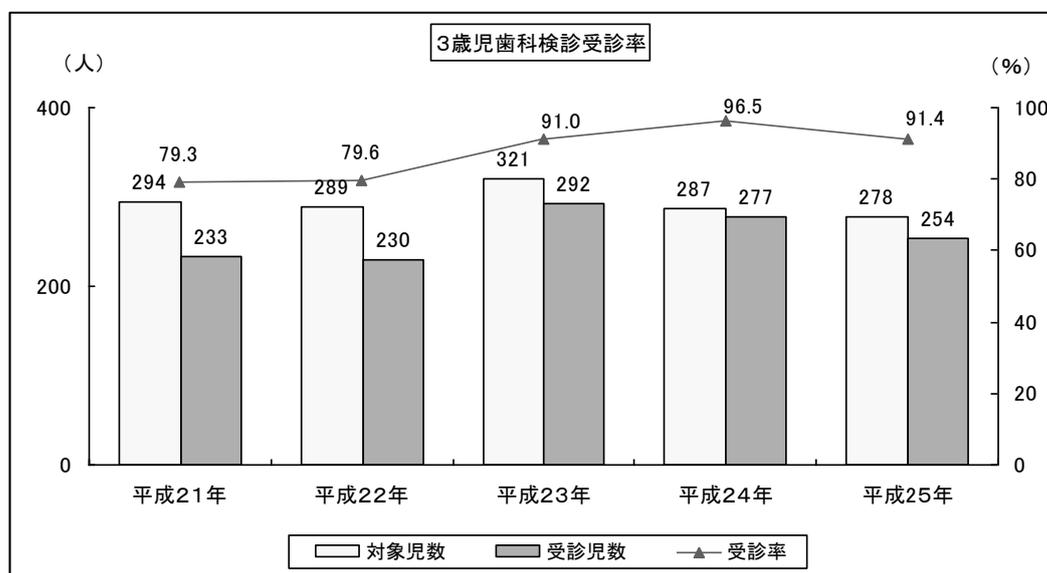
6) 1歳6ヵ月児歯科検診

1歳6ヵ月児歯科検診は1歳6ヵ月児健康診査と同時に実施しています。対象児童数は健康診査と同様に減少傾向にあります。受診率については、ここ2年間95%を超えています。



7) 3歳児歯科検診

3歳児歯科検診は3歳児健康診査と同時に実施しており、対象児数は健康診査と同様に平成23年以降、減少傾向になっています。受診率については、年々増加傾向での推移となっています。



4. 就学の状況

1) 小学校の状況

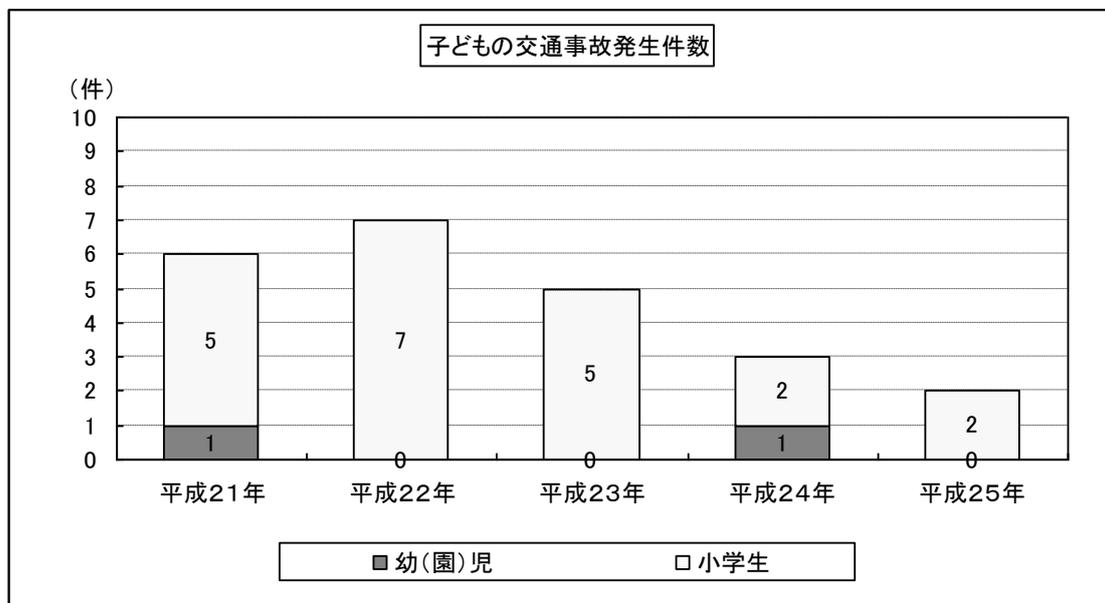
本市に小学校は6校あり、そのうち玉穂南小学校については山梨大学医学部内に下河東分校が併設されています。全市的には児童数は減少傾向にあり、平成21年の1,919人から、平成25年には1,730人となっています。なお、玉穂南小学校一校のみ児童数が増加しています。

小学校名	学級数など	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
三村小学校	学級数	14	14	14	14	13
	教員数(本務者)	21	22	23	23	21
	児童数	353	354	342	340	328
玉穂南小学校	学級数	11	12	13	14	14
	教員数(本務者)	17	17	18	20	20
	児童数	274	290	300	311	318
玉穂南小学校 下河東分校 (山梨大学医学部内)	学級数	1	1	1	1	1
	教員数(本務者)	2	2	2	2	2
	児童数	2	2	4	4	4
田富小学校	学級数	18	17	15	15	14
	教員数(本務者)	27	27	24	24	22
	児童数	456	431	397	399	363
田富北小学校	学級数	14	14	14	14	14
	教員数(本務者)	19	20	20	20	19
	児童数	350	349	328	318	312
田富南小学校	学級数	11	11	11	11	11
	教員数(本務者)	17	17	18	19	18
	児童数	244	236	231	207	214
豊富小学校	学級数	11	9	9	9	8
	教員数(本務者)	16	14	13	13	13
	児童数	240	209	207	198	191
合計	学級数	80	78	77	78	75
	教員数(本務者)	119	119	118	121	115
	児童数	1,919	1,871	1,809	1,777	1,730

5. 安全の状況

1) 子どもの交通事故発生件数

本市の幼（園）児、児童・生徒を合わせた子どもの交通事故発生件数は、平成 22 年の 7 件が最も多くなっています。



6. ニーズ調査の概要

本計画の策定に伴い市内の就学前児童および学童を持つ保護者へ子育て支援に関するニーズ調査（平成26年2月）を実施しました。アンケート結果の概要は以下の通りです。

1) 未就学児の保護者

(1) 子どもと家族の状況

○居住地区は「玉穂地区」が約4割、「田富地区」が4割強、「豊富地区」が約1割で、子どもの数は「2人」が4割強となっています。調査票の回答者は「母親」が8割を超え、主な子育て者は「父母ともに」が5割を超えています。

(2) 子どもの育ちをめぐる環境

○子育てに日常的に関わっている人は、「父母ともに」が6割強、「祖父母」が3割、「母親」が3割弱、施設は「保育所（園）」が3割強、「幼稚園」が約1割となっています。

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人が多く、「緊急時もしくは用事の際」が約6割、「日常的に」は3割強が回答しています。

(3) 保護者の就労状況について

①母親の就労状況

○母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「パート・アルバイト等で就労」約3割、「フルタイムで就労」約2割となっています。

○就労している母親の平均像は、1週当たり「4～5日」の労働、1日当たり「7～9時間未満」の就労時間、家を出る時間は、「6～8時台」、帰宅時間は「16～18時台」となっています。

②父親の就労状況

○父親の就労状況は、「フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない）」が9割となっています。

○就労している父親の平均像は、1週当たり「4～5日」労働、1日当たり「9～11時間未満」の就労時間、家を出る時間は、「6～8時台」、帰宅時間は「19～21時台」となっています。

(4) 教育・保育事業について

○平日の定期的な教育・保育事業は6割弱が利用しており、そのうち約6割が「認可保育

所」、3割弱が「幼稚園」を利用しています。

○地域子育て支援拠点事業については、「利用していない」が約8割と多く、また5割強が「新たに利用したり日数を増やしたりしようとは思わない」と回答しています。

○土曜・日曜・祝日・長期休暇中とも、「利用する必要はない」が最も多くなっています。

○この1年間に、子どもが病気やケガで定期的な教育・保育事業が利用できなかったことは8割弱が「あった」と回答し、その時の対処方法は、「母親が休んだ」が最も多くなっています。

○保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことが「あった」が2割弱います。「あった」時の対処方法としては、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が9割弱と最も多くなっています。

(5) 職場の両立支援制度について

○育児休業の取得状況については、母親の約3割が「取得した(している)」と回答している一方、父親の約9割は「取得していない」と回答しています。

○育児休業を取得していない理由は、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が4割強と最も多く、父親は「配偶者、祖父母等にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が約4割と最も多くなっています。

○育児休業後の職場復帰した母親は約6割です。

○育児休業取得後の職場復帰の際に、短時間勤務制度を利用したかについては、母親、父親とも「利用したかったが利用しなかった(できなかった)」が最も多くなっています。理由として、母親は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」を8割弱があげています。

(6) 育児休業給付、保険料免除の制度認知

○育児休業給付、保険料免除の制度認知については、「いずれも知っていた」4割弱、「いずれも知らなかった」3割強、「育児休業給付のみ知っていた」3割弱となっています。

(7) 子育ての環境や支援への満足度について

○中央市における子育ての環境や支援への満足度については、「普通」5割強が最も多くなっています。

2) 小学生の保護者

(1) 子どもと家族の状況

○居住地区は「玉穂地区」が4割弱、「田富地区」が5割弱、「豊富地区」が約1割で、子どもの数は「2人」が5割強となっています。調査票の回答者は「母親」が8割を超え、主な子育て者は「父母ともに」が5割を超えています。

(2) 子どもの育ちをめぐる環境

○子育てに日常的に関わっている人・施設は、「父母ともに」が約6割、「小学校」5割弱、「母親」が4割弱、「祖父母」が約3割となっています。また、子育てにもっとも影響すると思われる環境は、「家庭」が9割強、「小学校」が8割弱、「地域」が約3割となっています。

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した人が多く、「緊急時もしくは用事の際」の5割、「日常的に」は約4割が回答しています。

○子育てについての相談先が9割の人にあり、具体的には「祖父母等の親族」「友人・知人」が8割弱、「学校」が3割強となっています。

(3) 保護者の就労状況について

①母親の就労状況

○母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労」4割強、「フルタイムで就労」が約3割、「以前は就労していたが、現在は就労していない」約2割となっています。

○就労している母親の平均像は、1週当たり「4～5日」労働、1日当たり「5～9時間未満」の就労時間、家を出る時間は「6～8時台」、帰宅時間は「16～18時台」となっています。

②父親の就労状況

○父親の就労状況は、「フルタイムで就労（育休・介護休業中ではない）」が8割と多くなっています。

○就労している父親の平均像は、1週当たり「4～5日」労働、1日当たり「9～11時間未満」の就労時間、家を出る時間は、「6～8時台」、帰宅時間は「19～21時台」となっています。

(4) 教育・保育事業について

- この1年間に、子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかったことは、約6割の方が「あった」と回答し、その時の対処方法は、「母親が休んだ」が最も多くなっています。
- 両親が休んだ場合の病児・病後児施設の利用については、「利用したいとは思わない」が約9割と多くなっています。利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで対応する」6割弱、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」約5割となっています。
- 両親以外が看護した方の5割は、「できれば仕事を休んで看たい」と回答し、「休んで看ることは非常に難しい」と回答した人は3割弱となっています。休んで看ることは難しい理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が最も多くなっています。

(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

- 小学校低学年時の放課後の過ごし方については、「自宅」が6割強、「習い事」が5割、「放課後児童クラブ」が3割弱となっています。
- 小学校高学年時の放課後の過ごし方については、「自宅」が8割弱、「習い事」が約6割、「祖父母宅や友人・知人宅」が2割となっています。
- 土曜、日曜・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望については、いずれも「利用する必要はない」が最も多くなっています。

(6) 子育ての環境や支援への満足度について

- 中央市における子育ての環境や支援への満足度については、「普通」6割弱が最も多くなっています。

第3章 計画方針

1. 基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に協力して行うという基本理念に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進します。また、これまで取り組んできた、次世代育成対策の各種事業の成果や取り組みについても継続的に推進し、安心して、子ども産み育てられる地域づくりを進めます。

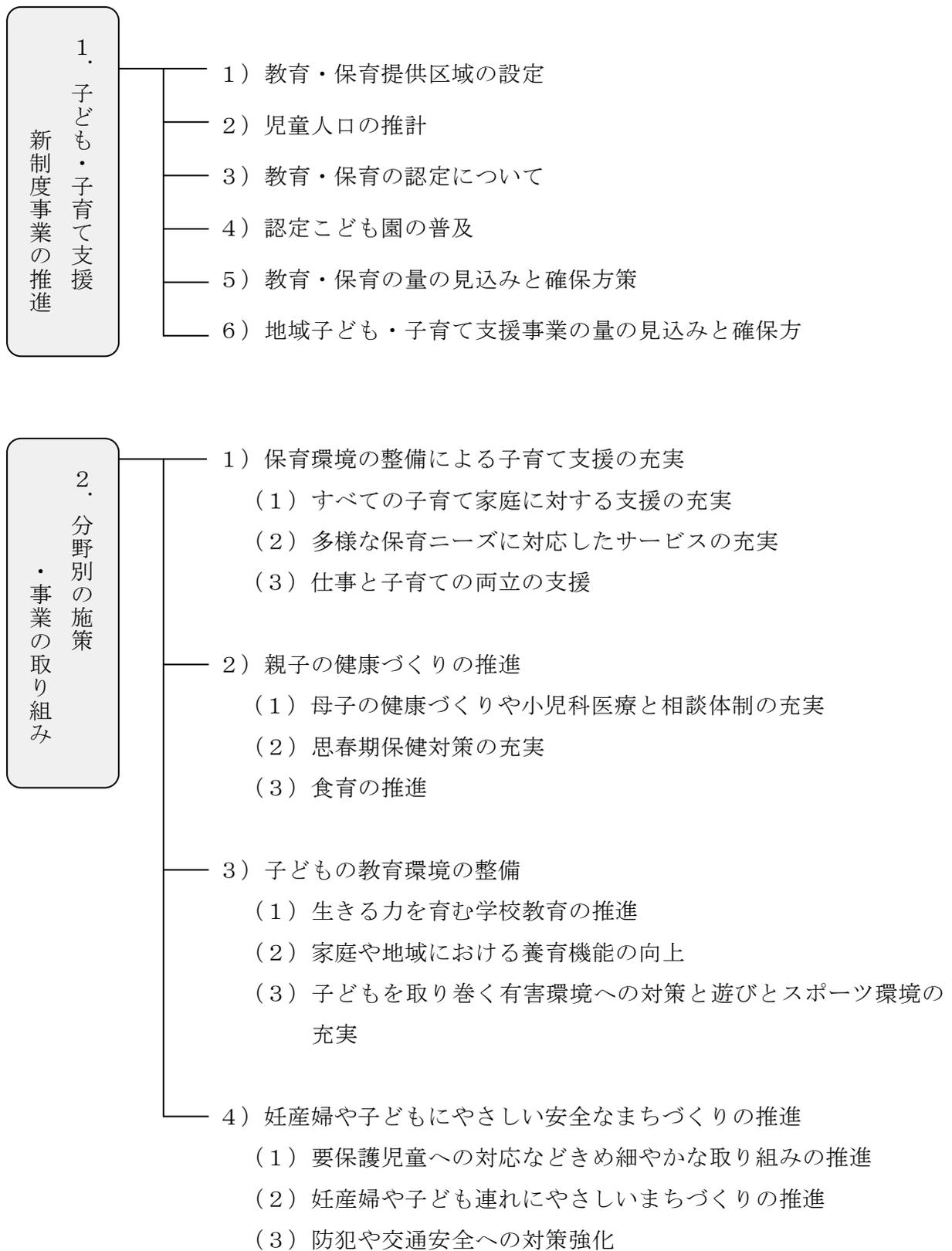
2. 総合目標

本市では、すべての人が子育てに関わり、子どもの健全育成と、子育て中やこれから子どもを持つことを希望する家庭で安心して生み育てることのできる環境づくりを推進することにより、「親が子どもがいきいきと輝き、喜びであふれる地域づくり」を目標とします。

総合目標

「親が子どもがいきいきと輝き 喜びであふれるまち 中央市」

3. 施策の体系



第4章 施策の展開

1. 子ども・子育て支援新制度事業の推進

1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。これまで中央市の教育・保育の提供区域については、中央市全域で需給調整を行ってきました。

人口推計や施設の利用状況、ニーズ調査などから、今後、子ども数は現状の横ばいから減少傾向であり、大規模な宅地開発等の計画による人口増加や保護者ニーズの大きな変化は考えにくい状況です。

加えて、利用者の自宅に近い施設を希望する人が多い半面、就労先の近隣や通勤途中にある施設を希望する人もあり、広域利用に対応するため、これまでどおり中央市全域の1区域とします。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に中央市全域の1区域とします。

2) 児童人口の推計

平成27年～31年までの5年間の人口推計では、0～5歳児、6～11歳児ともに減少傾向での推計結果となっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	250	247	246	246	245
1歳児	262	258	257	257	256
2歳児	274	270	269	269	268
3歳児	263	261	261	261	259
4歳児	254	253	253	253	251
5歳児	268	262	257	252	246
0～5歳合計	1,571	1,551	1,543	1,538	1,525

6歳児(小1)	239	233	228	224	220
7歳児(小2)	289	284	278	273	267
8歳児(小3)	285	278	272	267	261
9歳児(小4)	282	275	269	264	259
10歳児(小5)	318	312	303	296	287
11歳児(小6)	279	273	266	259	251
6～11歳合計	1,692	1,655	1,616	1,583	1,545

※国勢調査結果を基にしたコーホート法による推計

3) 教育・保育認定について

子ども・子育て支援新制度では、就学前児童の教育・保育を保証するため、「給付制度」が導入されます。給付対象施設（保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設等）を利用する場合、教育・保育施設利用者に必要な経費の一部が給付費として支給されることになりました。

給付費支給を受けるためには、児童の年齢と保護者の就労状況等に応じて、中央市が定める「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

◇1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の児童で、教育を希望される場合。（主な利用先は幼稚園・認定こども園）

◇2号認定（保育認定）

満3歳以上の児童で、保育の必要性がある場合。

（主な利用先は保育園・認定こども園）

◇3号認定（保育認定）

満3歳未満の児童で、保育の必要性がある場合。（主な利用先は保育園・認定こども園・特定地域型保育事業等）

※なお、2号・3号認定の場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。

◇「保育標準時間」利用

主に保護者（両親等）が月120時間以上のフルタイム勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は11時間で、原則は8時間。

◇「保育短時間」利用

主に保護者（両親等）のいずれかが月48時間以上のパートタイム勤務を想定した保育利用時間で、利用可能時間は8時間。

4) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体化させた施設であり、保護者の就労状況に関わらずに入園することもできます。保護者の就労状況が変化しても、通い慣れた園を継続的に利用でき、保護者のニーズに応えられる施設形態として期待されています。今後も認定こども園の普及を適切に図っていきます。

中央市内には、幼保連携型の認定こども園が「みかさこども園」と「認定こども園わかば」（いずれも平成27年4月からの予定名称）の2か所あります。

5) 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定

①平成26年度の見込み

1号認定250人、2号認定509人。

②量の見込みと確保方策

従来、1号認定の児童が保護者の就労状況に応じて、2号認定への移行が増えていくことが見込まれます。また、27年度以降、児童人口の推移は減少傾向にあり、認定を受ける児童数も減少が見込まれます。

平成27年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	130	630	760	760	130	630

平成28年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	125	625	750	750	125	625

平成29年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	125	625	750	750	125	625

平成30年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	120	620	740	740	120	620

平成31年度	量の見込み		確保方策			
	1号認定	2号認定		特定教育・保育施設		
				1号認定	2号認定	
	人	人	人	人	人	人
	115	615	730	730	115	615

(2) 3号認定

①平成26年度の見込み

0歳児が51人、1・2歳児259人。

②量の見込みと確保方策

5年間は、横ばいの認定児童数が見込まれます。

平成27年度	0歳児				1・2歳児			
	量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策		
		特定教育・保育施設	地域型保育等			特定教育・保育施設	地域型保育等	
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成28年度	0歳児				1・2歳児			
	量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策		
		特定教育・保育施設	地域型保育等			特定教育・保育施設	地域型保育等	
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成29年度	0歳児				1・2歳児			
	量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策		
		特定教育・保育施設	地域型保育等			特定教育・保育施設	地域型保育等	
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成30年度	0歳児				1・2歳児			
	量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策		
		特定教育・保育施設	地域型保育等			特定教育・保育施設	地域型保育等	
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	3	

平成31年度	0歳児				1・2歳児			
	量の見込み	確保方策			量の見込み	確保方策		
		特定教育・保育施設	地域型保育等			特定教育・保育施設	地域型保育等	
人	人	人	人	人	人	人	人	
65	65	63	2	320	320	317	2	

6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①事業の概要

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

②平成 26 年度の見込み

新事業のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降について、当事業についての実施は見込まず、従来どおりに担当課の窓口により、相談・助言等を実施します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の 見込み	確保方策								
か所	か所								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、まみい保育園内の「ちゃいるど広場」と、いちやまマート玉穂店内の「まちかど広場」の 2 か所で実施しています。

③量の見込みと確保方策

27 年度以降、さらに 1 か所の拠点を増設して、ニーズに対応します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の 見込み	確保方策								
人日	か所								
5,400	3	5,400	3	5,400	3	5,400	3	5,400	3

(3) 妊婦健診

①事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

②平成 26 年度の見込み

のべ約 3,400 人が見込まれます。

③量の見込みと確保方策

27 年度以降、児童人口の推移は減少傾向にあり、利用者数も減少が見込まれます。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	確保方策								
人 3,400	医療機関	人 3,300	医療機関	人 3,200	医療機関	人 3,100	医療機関	人 3,000	医療機関

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

②平成 26 年度の見込み

約 200 人が見込まれます。

③量の見込みと確保方策

27 年度以降、児童人口の推移は減少傾向にあり、利用者数も減少が見込まれます。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	実施機関								
人 200	市	人 195	市	人 190	市	人 185	市	人 180	市

(5) 養育支援訪問事業

①事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

②平成 26 年度の見込み

約 20 人が見込まれます。

③量の見込みと確保方策

様々な社会的要因などにより、養育に関する指導対象事例の増加が見込まれます。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	実施機関								
人 20	市	人 22	市	人 24	市	人 26	市	人 28	市

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

①事業の概要

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

②平成 26 年度の見込み

中央市では、要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、「中央市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、関係機関の関係者を委員に任命し、各事項についての協議・活動を行っています。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降も「中央市要保護児童対策地域協議会」を母体として、ネットワーク機能の強化を図っていきます。

(7) 子育て短期支援事業

①事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設において一定期間、養護・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

②平成 26 年度の見込み

ショートステイ事業として、5 人ほどが見込まれております。平成 27 年度以降について、ショートステイ事業は、事業を継続し、トワイライトステイ事業については、必要に応じて検討していきます。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降ものべ 5 人程度の利用を見込んでいます。

○ショートステイ事業

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 5	人日 5	か所 1	人日 5	人日 5	か所 1	人日 5	人日 5	か所 1

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 5	人日 5	か所 1	人日 5	人日 5	か所 1

○トワイライトステイ事業

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の 見込み	確保方策								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

①事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

②平成 26 年度の見込み

利用者として、就学前児童がのべ約 100 人、就学児童がのべ約 280 人の見込みです。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降も就学前が 120 人、就学児が 300 人ほどの利用を見込んでいます。

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の見込み		確保方策	量の見込み		確保方策	量の見込み		確保方策
就学前	就学児		就学前	就学児		就学前	就学児	
人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
120	300	420	120	300	420	120	300	420

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の見込み		確保方策	量の見込み		確保方策
就学前	就学児		就学前	就学児	
人日	人日	人日	人日	人日	人日
120	300	420	120	300	420

(9) 一時預かり事業

①事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

②平成 26 年度の見込み

公立保育園 3 園、田富みかさ幼稚園、わかば幼稚園で実施しており、全体的に延べ約 13,800 人の利用者を見込んでいます。

③量の見込みと確保方策

認定子ども園での幼稚園型の一時的預かりや保育園での預かり保育を実施します。平成 27 年度以降も全体的に約 13,800 人ほどの利用を見込んでいます。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 13,750	人日 13,750	か所 2	人日 13,750	人日 13,750	か所 2	人日 13,750	人日 13,750	か所 2

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 13,750	人日 13,750	か所 2	人日 13,750	人日 13,750	か所 2

○保育園における一時預かり

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 60	人日 60	か所 3	人日 60	人日 60	か所 3	人日 60	人日 60	か所 3

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	延べ人数	施設数		延べ人数	施設数
人日 60	人日 60	か所 3	人日 60	人日 60	か所 3

(10) 延長保育事業

①事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、公立保育園 6 園、まみい保育園、みかさ保育園、わかばナーサリーで実施し、実人数として約 230 人を見込んでいます。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降も全体的に 230 人ほどの利用を見込んでいます。

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	利用人数	施設数		利用人数	施設数		利用人数	施設数
人 230	人 230	か所 9	人 230	人 230	か所 9	人 230	人 230	か所 9

平成 30 年度			平成 31 年度		
量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策	
	利用人数	施設数		利用人数	施設数
人 230	人 230	か所 9	人 230	人 230	か所 9

(11) 病児保育事業

①事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、まみい保育園で園児の病児保育（体調不良児対応型）を実施しています。また、中央市ファミリー・サポート・センターにおいても、年間として2人とごくわずかであるが病後児の利用が見込まれています。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降も全体的にのべ 82 人ほどの利用を見込んでいます。

平成 27 年度					平成 28 年度				
量の 見込み	確保方策				量の 見込み	確保方策			
	病児保育事業			ファミリー ・サポート ・センター		病児保育事業			ファミリー ・サポート ・センター
	延べ人数	施設数	か所			延べ人数	施設数	か所	
人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2	人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2

平成 29 年度					平成 30 年度				
量の 見込み	確保方策				量の 見込み	確保方策			
	病児保育事業			ファミリー ・サポート ・センター		病児保育事業			ファミリー ・サポート ・センター
	延べ人数	施設数	か所			延べ人数	施設数	か所	
人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2	人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2

平成 31 年度				
量の 見込み	確保方策			
	病児保育事業			ファミリー ・サポート ・センター
	延べ人数	施設数	か所	
人日 82	人日 82	人日 80	か所 1	人日 2

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

①事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

②平成 26 年度の見込み

現在、市内 8 か所で事業を実施し、主に小学 1～3 年生を受け入れの対象としています。施設の登録人数は 336 人です。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度から、これまで児童館施設で受け入れをしていなかった小学 4～6 年生について、利用対象の幅を広げます。登録人数をその分増やして、381 人とします。

平成 27 年度					平成 28 年度				
量の見込み			確保方策		量の見込み			確保方策	
	小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数		小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数
人	人	人	人	か所	人	人	人	人	か所
381	315	66	381	8	381	315	66	381	8

平成 29 年度					平成 30 年度				
量の見込み			確保方策		量の見込み			確保方策	
	小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数		小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数
人	人	人	人	か所	人	人	人	人	か所
381	315	66	381	8	381	315	66	381	8

平成 31 年度				
量の見込み			確保方策	
	小学 1～3	小学 4～6	登録児童数	施設数
人	人	人	人	か所
381	315	66	381	8

(13) 実費徴収に係る細く給付を行う事業

①事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

②平成 26 年度の見込み

新事業のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降については、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	確保方策								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者への参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。

②平成 26 年度の見込み

新事業のため、実績はありません。

③量の見込みと確保方策

平成 27 年度以降については、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
量の見込み	確保方策								
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 分野別の施策・事業の取り組み

1) 保育環境の整備による子育て支援の充実

(1) すべての子育て家庭に対する支援の充実

[現状と課題]

核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないため、出産や育児に対する親の不安や負担感が大きくなっています。加えて、地域経済の状況や雇用環境の低迷もあり、子育て世代の経済的な負担感や不安も多くなっています。行政や各種団体など関係機関との連携により地域での子育て支援体制を整備するとともに各種制度を利用した経済的な支援を充実する必要があります。

また、小学生を持つ家庭では、児童館などを利用した「放課後児童クラブ」へのニーズが高まっています。国でも小学校高学年の受け入れ体制の整備を施策に掲げているため、ニーズに応じて受け入れの検討を進める必要があります。

加えて、ひとり親世帯、障がい児のいる家庭、外国人家庭など、支援と配慮が必要な家庭への対応を充実する必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・認定こども園といった特定教育・保育施設など関係機関連携し、地域一体となった子育て支援体制を整備します。
- 子育て家庭に対し、各種手当制度の活用により、経済的支援を充実します。
- 支援と配慮が必要な子育て家庭が安心して子育てできるよう、ひとり親家庭や障がい児家庭への医療費助成事業など各種支援施策を充実します。

[主な施策・事業]

	所管	施策・事業の概要
子育てサークルへの支援の充実	子育て支援課	現在のサークルが継続できるよう支援し、サークル数の把握に努めます。
地域子育て支援センターの充実	子育て支援課	みかさ認定こども園、わかば認定こども園、ファミリーサポートセンターにある地域子育て支援センターを充実します。

保育園・認定こども園における相談機能の充実	子育て支援課	各園において随時相談を受け付けます。
保育園・認定こども園・学校・行政などにおける子育て支援情報の充実	子育て支援課他	広報・ホームページなどを通じて情報提供を充実します。
「遊び、学ぶ、子育て教室」開催事業	子育て支援課	未就園児（0歳～3歳）の親子を対象に、リズム・リズム運動・親子たいそうなどの教室を開催します。
放課後児童健全育成事業の充実	子育て支援課	放課後児童クラブ事業（学童保育）として子育てをしながら仕事ができるよう保護者が就労のため放課後（昼間）家庭にいない小学生（登録制）の児童の健全育成と家庭養育の指導を行います。
放課後子ども教室事業の充実	生涯教育課	放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブと連携して地域住民等との参画を得ながら、学習や体験・交流活動を実施します。
児童館の充実	子育て支援課	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、伝統行事の伝承や乳幼児親子を対象とした広場、地域の高齢者を対象の広場等の行事を開催し、児童が地域住民と交流し様々な体験をする機会を充実します。
児童手当支給事業	子育て支援課	次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援することを目的に、0歳～中学生までの子どもを養育する保護者等に児童手当を支給します。
児童扶養手当給付事業	子育て支援課	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給します。
小中学校入進学支度金支給事業	子育て支援課	小中学校に入進学する児童を養育するひとり親家庭等に対し、申請に基づき支度金を支給します。
障がい児福祉手当給付事業	福祉課	在宅の重度障がい児に対し、その障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給します。
特別児童扶養手当給付事業	福祉課	精神（知的）または、身体に障がいのある児童を養育している世帯に手当を支給し、福祉の増進を図ります。

心身障がい児福祉 手当給付事業	福祉課	特別児童扶養手当・障がい児福祉手当を受給していない心身に障がいをもつ児に対し、手当を支給することにより福祉の向上を図ります。
重度心身障がい児 医療費助成事業	福祉課	重度心身障がい児の医療費を助成し、負担の軽減を図ります。
ホームヘルプ事業、 デイサービス事業、 短期入所事業	福祉課	18歳未満の障がい児に対して、自宅で入浴・食事・排泄の介助のホームヘルプ事業を実施します。
		18歳未満の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導・適応訓練のデイサービス事業を実施します。
		18歳未満の障がい児のいる世帯で、自宅で介護を行う人が、病気の時など施設へ短期間入所する短期入所事業を実施します。
ひとり親家庭医療 費等助成事業	子育て 支援課	ひとり親家庭の親と児童、または父母のない児童が病気やけがで通院・入院した場合、本人が負担した費用を県と市で助成します。
母子相談員や関係 機関と連携を強化、 ひとり親家庭の相 談事業	子育て 支援課	ひとり親家庭に対し、母子自立支援員による相談を実施します。
母子・父子・寡婦福 祉資金貸付利子補 給事業	子育て 支援課	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けているひとり親家庭への利子補給により、資金償還の円滑化と福祉の増進を図ります。
高等職業訓練促進 給付金支給事業	子育て 支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の際に有利で、かつ、生活の安定に資する当該資格の取得の促進、また、生活の負担の軽減を図ることを目的とし、受講期間の一定期間について、給付金を支給します。
自立支援教育訓練 給付金事業	子育て 支援課	母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とし、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座等を受講した際の受講料の一部を給付金として支給します。

(2) 多様な保育ニーズに対応したサービスの充実

[現状と課題]

本市では、保育園・認定こども園定員の拡充や預かり時間の延長対応、施設の整備など保育サービスの充実に努めています。また、27年度からは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関わる基準が条例に基づき推進される事になり、適切な施設整備、運営体制の構築が期待されます。

しかし、保護者の就労形態や勤務地、就労時間などがより多様化する事も予想されるとともに子育てに対する保護者の考え方の多様化などにより、様々な保育ニーズへの対応が求められる事が予想されます。

市内の保育園では、保育士など専門職の適正な職員確保と資質向上に努め、保育サービスの質の向上を推進しています。今後も研修体制の充実に努め、質の高い保育サービスの提供に役立てていく必要があります。

一方、施設利用だけでは補完できない保育については、ファミリー・サポート・センターなど地域住民の協力のもと、地域全体での子育て支援の充実に努める必要があります。

[施策や事業の方向性]

- 通常保育の充実とともに、延長保育や認定こども園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実します。
- 保育園職員を適正に確保し、保育サービスの質の向上を推進します。
- 広域連携による保育ニーズへの対応やファミリー・サポート・センターなどによる地域住民の子育て支援など、連携と協力による保育体制づくりに努めます。
- 子育てに対するストレスを解消するため、一時保育の実施やつどいの広場の充実などにより、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談体制を整備します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
通常保育事業	子育て支援課	保護者の就労等により、保育の必要な子どもを預かり保育します。
未満児保育の定員の拡充	子育て支援課	3歳未満児の保育定員枠の拡大を図ります。
延長保育の充実	子育て支援課	保育時間の延長希望に対応した、延長保育を実施します。

認定こども園の預かり保育の実施	子育て支援課	認定こども園で幼稚園型の一時預かり保育を実施します。また、夏期や冬期の長期休業日の預かり保育を実施します。
一時保育の実施	子育て支援課	満1歳から小学校就学前の保育園に通園していない児童を対象に一時保育に対応します。
病児・病後児保育事業(体調不良型)	子育て支援課	病児や病後児の保育を実施します。
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	子育て支援課	まちかど広場・ちゃいんど広場のように、保育施設や商業施設の空き店舗等を活用しながら、子育て家庭の保護者と子ども(概ね3歳未満の児童及び保護者)が気軽に集い、相互に交流を図るとともに、子育て等に関する相談や情報提供を推進します。
つどいの広場事業	子育て支援課	0歳から3歳までの未就園児と保護者が気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場所として、つどいの広場「笑」をファミリー・サポート・センター・アドバイザーや子育てサポーターなどの協力により開催・運営します。
障がい児保育の充実	子育て支援課	年々増加傾向にある入園ニーズに対応できるよう、障がい児保育について検討します。
ファミリー・サポート・センター運営事業	子育て支援課	みらいサポート・ちゅうおうで、子どもの預かり等の援助を希望する人(=依頼会員)と援助することを希望する人(=提供会員)の相互援助活動ニーズを結びつけます。また、会員組織を円滑に運営するためにアドバイザーを配置し、援助活動の調整・会員の募集・登録・管理、研修会・交流会の開催、関係機関との連携、広報紙の発行、子育ての情報提供などを充実します。
広域保育園入所事業の充実	子育て支援課	保護者の保育先の希望に合わせ、市外の保育所等での広域保育の受託、委託の対応を実施します。
児童虐待防止について周知啓発	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関や地域の組織・団体と連携して、虐待防止・予防や児相巡回相談等の啓発活動を推進します。

<p>母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>家庭児童相談室を設置し、情報の収集や相談対応、関係機関との連携を推進します。</p>
<p>子育て支援短期入所事業</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>就学前児童の保護者が、疾病、育児疲れ、看護、事故、冠婚葬祭などで、一時的に養育することが困難になった場合、乳児院にて、一時的に預かります。</p>

(3) 仕事と子育ての両立支援

[現状と課題]

女性の就労率の向上や社会参加の機会の増加により、従来の男性は外で仕事、女性は家事や子育てといった、男女の性の違いによる固定化された役割分担や考え方では、時代の要請に対応できなくなりました。また、地域経済の低迷や雇用環境の不安定な状況もあり、育児や介護などの家庭の事情があっても働かざるを得ない状況もあります。

一方、労働関係の法改正により、出産に関わる休業制度や育児の際の休業制度もありますが、職場の雰囲気などによって休業の断念や出産を機に退職となるケースもあります。事業所への働きかけをより一層充実させ、子育てに対し、理解と協力の啓発を推進する必要があります。

[施策や事業の方向性]

○職場慣行やその他の要因の是正に向けて、労働者、事業主、地域住民など社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを関係団体と連携しながら推進します。

○男女の固定的な役割を見直し、自分の意思で社会参画できる男女共同参画プランの着実な推進を図るなかで、男性と女性が相互に認め合うことができるよう学習機会の充実を図ります。

○男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図ります。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
男女共同参画プランの推進（職場）家族経営協定締結の促進	政策秘書課	自営で農業・商工業を営んでいる家庭で、家族経営協定の締結を促進します。
男女共同参画プランの推進（職場）モデル職場の選定	政策秘書課	男女共同参画の取り組みが進んでいる優良な職場を表彰し、広報などで市民に周知します。
男女共同参画プランの推進（家庭）講座・学習会の実施	政策秘書課	男性の家事参加を促進するため、男性のための料理教室等の学習会を開催します。

男女共同参画プランの推進（家庭）男女共同参画だよりによる啓発	政策秘書課	男女共同参画について広報への掲載による啓発活動を推進します。
男女共同参画プランの推進（家庭）モデル家庭の選定	政策秘書課	モデル家庭の認定により、家庭内の固定的性別役割分担の改善を促進します。
男女共同参画プランの推進（地域）自治会への啓発	政策秘書課	自治会の役員会等、地域行事に推進員が参画し、啓発活動を推進します。

2) 親子の健康づくりの推進

(1) 母子の健康づくりや小児医療と相談体制の充実

[現状と課題]

少子化や核家族化、女性の社会進出など母子を取り巻く社会環境は変化しています。妊娠から出産、育児の期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことのできる体制づくりや小児科医療の充実が求められます。

妊婦や育児中の保護者に対し、健診の受診や母親学級などへの参加を呼びかけていますが、問題やリスクがあると思われる家庭で、受診率や参加率が低いことも予想され、今後も受診率や参加率を向上させる取り組みが求められます。

また、子育てのストレスや育児不安が高まると適切な育児ができず、児童虐待に繋がる可能性もあるため、様々な機会を通じた相談体制の充実が求められます。

[施策や事業の方向性]

○母子ともに健康で、安心して過ごすことができるよう、妊婦一般健康診査や乳児健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児医療の情報提供、子ども医療費や不妊治療の助成を充実させます。

○健診などを受診しない家庭には、受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、外国籍住民に対しては、外国語の間診票などを作成し、受診を呼びかけます。

○子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックやカウンセリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導体制を充実します。

○子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や救命救急法の受講機会を充実します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
妊婦一般健康診査事業	健康推進課	医療機関での妊婦健診を健診費用の助成により実施するとともに県外医療機関（里帰り出産）については、償還払いを実施します。
乳児一般健康診査事業	健康推進課	市の集団健診の他、公費負担で1人2回までの医療機関においての乳児健康診査の受診を実施します。

乳幼児健康診査事業（4, 7, 12ヵ月児健康診）	健康推進課	発育・発達の確認、悩み事の相談、子育て仲間づくりなどに各1回実施します。（健康診査・集団指導・個別相談）
幼児健康診査事業（1歳6ヵ月児健康診査）	健康推進課	発育・発達の確認、悩み事の相談、子育て仲間づくりなどに各1回実施します。（健康診査・集団指導・個別相談）
幼児健康診査事業（3歳児健康診査）	健康推進課	発育・発達の確認、悩み事の相談、子育て仲間づくりなどに各1回実施します。（健康診査・集団指導・個別相談）
小児の医療に関する普及・啓発	健康推進課	健診時での小児医療に関する案内パンフレットを配布します。
子ども医療費助成事業	子育て支援課	0歳児から小学校6年生までの医療費を助成します。
不妊に悩んでいる家庭への支援	健康推進課	申請時に1年以上中央市に住所を有する夫婦で、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないと医師に判断された場合、1回の治療につき治療費の2分の1、上限10万円を限度に1年度あたり2回まで通算5年間助成します。
医療機関の事故防止（1歳6ヵ月健康診査）	健康推進課	乳児健診において、起こりうる事故をパンフレットで紹介し意識啓発に努めるとともに、乳幼児事故防止教室への参加を促進します。
医療機関の事故防止（3歳児健康診査）	健康推進課	乳児健診において、起こりうる事故をパンフレットで紹介し意識啓発に努めるとともに、乳幼児事故防止教室への参加を促進します。
予防接種率（麻疹）の向上	健康推進課	予防接種法に基づき集団発生を防ぐとともに重症化を未然に防ぐため、1期＝1歳から2歳・2期＝年長児に相当年齢の幼児の接種率向上を図ります。
BCGの接種率の向上	健康推進課	予防接種法に基づき集団発生を防ぐとともに、重症化を未然に防ぐため、生後1歳に達するまでの接種率向上を図ります。
妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康推進課	乳幼児健診時にストレスチェックを行い、母親の心の健康状態を確認し、精神不健康群へカウンセリング支援をします。

電話による母子健康相談の充実	健康推進課	随時、不安や悩みを電話にて相談受け付けます。
母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	健康推進課	毎週月曜日に実施し、都合に応じて随時相談に応じます。
相談窓口の強化	健康推進課	健やか相談として、玉穂健康管理センターにて月2回栄養士・保健師による相談を実施します。
子供の発達相談事業	健康推進課	子どもの成長発達に関する悩みや育児の心配事などを心理士に相談できる機会を設定します。
新生児訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	健康推進課	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師が訪問し子どもの成長の確認や健康状態などの相談を実施します。
赤ちゃんとのふれあい体験	健康推進課	妊婦を対象に離乳食教室の託児機会を利用し、実際の乳児を抱っこしたり、先輩ママからのアドバイスを受けられる、ふれあい体験を実施します。
愛育会組織による子育て支援	健康推進課	育児中の母親が社会参加、地域参加ができるよう、愛育会による子育て支援を充実します。
育児学級としての離乳食教室の実施	健康推進課	離乳食の基本を学ぶとともに母親の交流を促進します。
子どもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康推進課	健診受診者や愛育会、乳幼児健診や育児学級にてパンフレット等を配布し事故予防の啓発に努めます。
救命救急法の啓発活動の推進	健康推進課	心肺蘇生法を学び緊急に対処できるようにします。
養育支援訪問事業	健康推進課	子育て不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。

(2) 思春期保健対策の充実

[現状と課題]

思春期の子どもたちに、引きこもりや不登校、自殺など心の健康問題が近年課題になり、自己肯定感を持ってない子どもが増えているといわれています。子どもたちに、生命の大切さを知ってもらい、自身や他者を大切にする気持ちを育てる取り組みが求められます。

次世代の親づくりという視点から、命の大切さ教育や赤ちゃんの抱っこ体験など小中学校での授業を通して、親への感謝の気持ちや親になることの意味と責任について考える機会としています。加えて、予期せぬ妊娠の予防や子育ての大変さなどを理解してもらうとともに、性感染症の問題など、性に関する正しい知識を伝える必要があります。また、飲酒や喫煙、危険薬物などに関する教育の推進や啓発に努めなくてはなりません。

[施策や事業の方向性]

○次世代の親づくりという視点から、命の大切さ教育や赤ちゃんの抱っこ体験など小中学校での授業を通して、性に対する正しい理解を促します。

○喫煙や飲酒、薬物乱用防止などに関する教育を推進します。

○思春期の心の問題を抱える児童のために、児童や保護者を対象としたスクールカウンセラーによる相談を実施します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進	教育総務課 健康推進課	中学生が赤ちゃんやお母さんたちとふれあうことで、命の尊さや親への感謝の気持ちを学び、中学生自身も大切に思う気持ちを育むようにします。
心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実	教育総務課 (小学校・中学校)	心の教室相談員は、中学校への心の相談員の配置および、小学校、中学校へのスクールカウンセラーの配置による、教育相談の充実に努めます。

(3) 食育の推進

[現状と課題]

ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活が変化しています。不規則な食事や栄養バランスの偏りは、肥満や過度の痩身などに繋がり、生活習慣病など疾病の誘因となります。規則正しい食習慣は、生活習慣の規則正しさにもつながり、健康的な生活を送る上で食事は重要な役割を果たします。

市では、「栄養・食育推進計画」に基づき、家庭や地域、保育園・認定こども園、学校などと連携、協力しながら食育の啓発・推進に努めています。

食事は、必要な栄養をとるだけでなく、食事を通じたコミュニケーションの場でもあります。生活時間の多様化により、家族がバラバラでの家庭内の個食なども課題と考えられます。健康づくり、食の安全、食文化の継承など様々な側面からの食育の推進が必要です。

[施策や事業の方向性]

○食習慣の向上を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児を対象とする離乳食指導やおやつ指導、学校給食における地産地消を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
食育の推進	健康推進課	食育推進計画による子どもたちへの食育の推進を図るとともに、健やか相談に栄養士を配置します。
母親学級における妊婦の栄養指導	健康推進課	母子手帳発行時および母親学級時にパンフレットを配布する他、母親学級では栄養士による講義等で妊婦の栄養指導を推進します。
乳児健診における離乳食指導	健康推進課	乳児健診において栄養士より離乳食指導を集団・個別で実施します。
幼児健診(1歳6ヵ月、3歳児健康診査)での食事・おやつ指導	健康推進課	健診において栄養士より離乳食指導を集団・個別で実施します。
学校給食における地産地消の推進	教育総務課	学校給食で地産地消の食育を推進し、学校給食たよりで保護者への広報・啓発に努めます。

3) 子どもの教育環境の整備

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

[現状と課題]

少子化による生徒数の減少や家庭での躰や教育力の低下、教育基本法の改正と学習指導要領の改正による授業カリキュラムの変更など、教育をめぐる環境は大きく変化しています。学校には、学力や体力の向上とともに社会規範や道德教育の推進、生活習慣づくり、児童・生徒の安全確保など多様な対応が求められています。

子どもたちが社会でたくましく生きていけるよう、適切な教育機会の提供を図るとともに自分の生き方にあった職業選択ができるよう、地域社会との連携による職業観の醸成に努める必要があります。

[施策や事業の方向性]

○子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、地域に根ざした学習や社会教育事業、職場体験などを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
地域に根ざした学習の推進	教育総務課 (小学校)	子どもの郷土意識を醸成するため、小学生に向けた社会科副読本を作成します。
職場体験学習	教育総務課 (中学校)	キャリア教育として、希望職場や親の職場の見学や体験活動を推進します。
キッズアカデミー事業	生涯教育課	子どもたちの自主性・社会性・協調性を養う場として、体験学習やスポーツレクリエーション活動を実施します。

(2) 家庭や地域における養育機能の向上

少子化により近隣の子ども達の集団で、社会性や自主性を身につける機会が減少するとともに、子どもへの過干渉や過保護といった状況も見られます。

家庭は、子どもにとって心のよりどころであり、人格形成の基礎を培う教育の出発点でありながら、家庭における養育力が弱くなっている状況がみられます。

子どもを持つ親の自立と自覚を促すため、親の子育てに関する学習の場や機会を提供する必要があります。

子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が多様化している中で、これからの教育は、保護者と学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に家庭、地域、学校の連携と協力のもとに進めていくことが必要になります。

[施策や事業の方向性]

○親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭における養育機能を向上します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
ペアレントトレーニング事業	健康推進課	母子関係性の歪みに着目し、良好な母子関係を築くためのトレーニング事業を推進します。
親教育事業 (母親学級)	健康推進課	妊娠・出産・育児の知識と母親同士の交流機会を作ります。
親教育事業 (両親学級)	健康推進課	妊娠・出産・育児の知識と母親の交流機会とするとともに、父親も子育ての重要性を学ぶ機会とします。

(3) 子どもを取り巻く有害環境への対策と遊びとスポーツ環境の充実

[現状と課題]

携帯電話やインターネットの普及と利用者の拡大により、子どもが気軽にウェブサイト上で過激な性や暴力の表現に接することができるようになってきました。また、メールや LINE、ネット掲示板など本来であれば気軽なコミュニケーションツールがいじめや買春の元凶になるなど、子共を取り巻く有害な環境の整備は複雑化し、難しい対応が求められています。

一方、社会的な動向として、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少したことで、対面での人間関係をつくる力が弱くなってきている傾向があります。

地域の団体等と協力し遊びやスポーツ活動を通して子どもの健全育成および社会性を身につけるための機会の提供に努める必要があります。

[施策や事業の方向性]

○携帯電話やインターネットなどを通じた有害情報に子どもがアクセスできないようにするため、フィルタリングシステムの普及・啓発を実施していきます。

○親子で参加できるスポーツイベントや多世代交流のできる生涯スポーツ事業を実施するとともにスポーツ少年団の育成支援を推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
子どもを取り巻く有害環境への取り組み	生涯教育課	子どもの携帯電話の使用方法やインターネットのフィルタリングなどの普及・啓発を推進します。
スポーツ少年団、NPOスポーツクラブが実施するスポーツイベントの支援	生涯教育課	スポーツ少年団が実施するスポーツイベント内容の充実を図ります。
子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	水泳教室（幼児）、ラジオ体操教室、スキー教室など生涯スポーツ事業の充実に努めます。
スポーツ少年団の育成支援	生涯教育課	スポーツ少年団活動への助成や支援に努めます。

4) 妊産婦や子どもにやさしい安全なまちづくりの推進

(1) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

[現状と課題]

子育てに対し不安や負担感を感じる保護者もあり、特に就学前の児童の保護者は「子どもをしかりすぎている」のではないかと不安を感じています。このような日常的な悩みや不安、保護者の孤立感を解消するために、誰もが気軽に相談することのできる体制づくりが求められます。また、虐待から子どもを守るために、児童相談所や認定こども園、保育園など関係機関との連携はもとより近隣や地域とも協力し、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めていく必要があります。

一方、障がいのある子どもへの対応としては、乳児期の疾病や異常を早期発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導を行っています。医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応および言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談や療育支援事業を今後も充実し早期療育に努めます。

[施策や事業の方向性]

○総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワーク化の構築などを推進します。

○心身の障がい疑われる子どもの発達支援のため、関係機関が連携を深め、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともにその家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。

○子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
要保護児童対策 地域協議会の運営と機能の充実	子育て 支援課	43団体より構成されている。
移動支援事業の 充実	福祉課	屋外の移動が困難な障がい児に外出時の移動支援事業を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を図ります。
発達障がい児支 援事業	福祉課	発達障がい児支援事業の充実に努めます。
在宅サービスの 充実	福祉課	補装具費給付・日常生活用具給付事業など、経済的支援を充実します。

(2) 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりの推進

[現状と課題]

新山梨環状道路など幹線道路が整備され、車両交通の利便性が高まりました。一方で、通学路をはじめとする生活道路への車両の進入が増加するなど、交通安全と事故防止への対策をより一層充実する必要があります。また、転落事故などの防止のため、側溝などへの安全対策も求められます。狭い生活道路の整備や市民の安全性を重視した道路の改修には、長期的な視野での取り組みが必要になります。

また、良好な生活空間を確保するため、恵まれた自然環境を活かし、より身近に親しめるような都市公園や身近な緑地の整備、保全など妊産婦や子ども連れが安心して過ごせるまちづくりに努めなくてはなりません。

[施策や事業の方向性]

○子どもを安心して育てることができるよう、道路や公園、公共施設を中心に妊産婦や子ども連れ、障がい児などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修	建設課	妊産婦や子供など、地域住民の安全性を図るため、老朽化した舗装・水路等の亀裂等を解消し、道路舗装のオーバーレイや水路の補修を実施します。
市道における歩道の整備検討	建設課	歩行者の安全性向上と障がい者や高齢者などにやさしいまちづくりを進めるため、歩道と道路の段差解消や障害物をなくす等の歩行空間の整備に努めます。
公園の遊具安全確保	管財課	計画的な公園遊具の整備を進めるとともに、安全性を確保するための定期的な点検・補修に努めます。

(3) 防犯や交通安全への対策の強化

[現状と課題]

道路交通環境の変化を踏まえ、子どもの安全を守るため、運転者の交通安全意識の向上に努めるとともに、危険性が指摘される道路等については、警察などの協力のもと、適正な交通規制の導入などを検討する必要があります。また、乳幼児の保護者に対しては、チャイルドシート使用の普及を図るとともに教育機関等と連携して、子どもに交通安全ルールの教育機会を充実するなど地域一丸となった交通安全社会づくりの推進に努めなくてはなりません。

また、防犯については、保育園・認定こども園、児童館、小中学校、PTAはもとより、地域や近隣住民、行政、警察などとの連携により、防犯体制の強化に努め、安全安心なまちづくりを推進する必要があります。

[施策や事業の方向性]

○交通安全については、交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業、交番だよりによる防犯・交通安全の啓発を促進します。

○防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTA を中心としたパトロール、子ども110番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。

[主な施策・事業]

施策・事業	所管	施策・事業の概要
交通安全教室の推進	危機管理課	保育園、児童館、小学校等で交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動期間中の街頭指導などを推進します。
チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進	危機管理課	乳幼児健診時や広報等でチャイルドシートの使用について普及啓発活動を推進します。
ベビーシート・チャイルドシート貸与事業の実施	危機管理課	実施要綱に基づき、乳児健診時や広報等で周知し、2歳以降の使用率の向上に努めます。
保育園や認定こども園、児童館、小・中学校等における防犯・防災体制の充実	危機管理課 (各施設)	防犯標語による防犯意識の醸成や広報活動、青色防犯パトロールを実施します。

随時必要なところから通学路照明灯設置	総務課	自治会、学校等の要望、危険箇所点検等を踏まえて随時設置します。
防犯灯の整備	総務課	自治会要望、危険箇所点検等を踏まえて随時設置します。
就学前児童を対象に通学路の指導	危機管理課	通学路について、保育園、認定こども園、児童館での講習指導を実施します。
小学校における登下校の通学指導	危機管理課 (学校)	3名の交通指導員による朝夕の指導を行います。
小学3年生を対象にした自転車教室の実施	危機管理課 (学校)	南甲府署の協力により自転車教室を実施します。

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進に当たっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。推進体制を整備し、実効性のある推進を図ります。

市は、「中央市子ども子育て支援計画庁内連絡調整会議（庁内連絡調整会議）」、「中央市子ども子育て会議」、「事務局」を設置します。

1) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

2) 中央市子ども・子育て会議

中央市子ども・子育て会議は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行う場合があります。

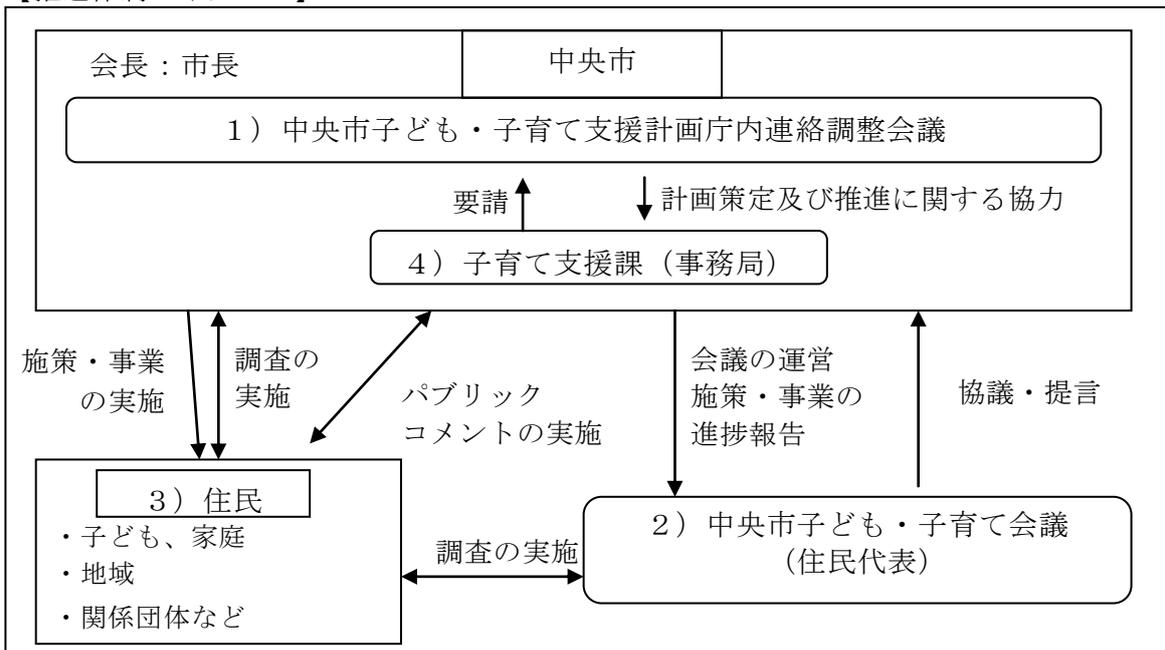
3) 住民

市民やサービス利用者の立場で、本計画に対するパブリックコメント（意見・意向・提言・要望）や調査に応じます。

4) 事務局

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、中央市子ども・子育て会議の運営や庁内連絡調整会議への調整を担います。また、住民に対するパブリックコメントを実施します。

【推進体制のイメージ】



資 料 編

○関係条例

1. 中央市子ども・子育て会議条例
2. 中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
3. 中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
4. 中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
5. 中央市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

○策定の経緯

- 中央市子ども・子育て会議委員名簿

○関係条例

1. 中央市子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日
条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、中央市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 中央市子ども・子育て支援事業計画の制定及び変更に関すること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第4条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 子ども・子育て会議の最初の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。

(中央市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 中央市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成24年中央市条例第4号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

2. 中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日
条例第10号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準(第4条)
 - 第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)
 - 第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)
- 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準(第37条)
 - 第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)
 - 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を

得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に

基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査

に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
 - (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条

第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する特定地域型保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
 - (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考の方法を含む。)
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」

とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、)」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

3. 中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日
条例第11号

目次

- 第1章 総則(第1条—第21条)
- 第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条)
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 小規模保育事業の区分(第27条)
 - 第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条)
 - 第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条)
 - 第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条)
- 第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条)
- 第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。
(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉

のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が山間地その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限り。)

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部

又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 山間地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市の指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児(法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人

61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。)及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を

	満たすものとする。)
	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

4. 中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、放課後児童健全育成事業を利用して
いる児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた
職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、
その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由とし
て、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を
超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼
間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、
当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図
ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行
わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後
児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければ
ならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利
用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるととも
に、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観
を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたもの
でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技
能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。))であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(職員に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

5. 中央市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例

平成26年12月24日
条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条の規定による保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育の必要性の基準)

第3条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○策定の経緯

年月日	会議等	内容等
平成 26 年 1 月 14 日	平成 25 年度第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・子ども・子育て支援新制度の説明 ・ニーズ調査の実施についての検討
平成 26 年 1 月 30 日	子ども・子育て支援ニーズ調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 月 24 日まで (26 日間) ・市内在住の未就学児童の保護者 1,300 人を抽出 (回収 725、55.8%) ・市内在住の小学校 1 年～5 年生の保護者 745 人を抽出 (回収 396、53.2%)
平成 26 年 3 月 14 日	平成 25 年度第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援ニーズ調査結果の報告
平成 26 年 7 月 28 日	平成 26 年度第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・調査およびニーズ量算定の経緯説明 ・計画構成の検討 ・関係条例についての検討
平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年度第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・関連条例の制定についての検討
平成 26 年 10 月 28 日	平成 26 年度第 3 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みと確保方策の検討 ・保育の必要性の認定の検討 ・計画骨子案についての検討
平成 26 年 12 月 22 日	平成 26 年度第 4 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・保育実施基準表の検討 ・計画素案についての検討
平成 27 年 1 月 20 日	平成 26 年度第 5 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案についての検討
平成 27 年 2 月 5 日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 月 24 日まで (20 日間)、意見の提出は無し。
平成 27 年 3 月 12 日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

○中央市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	区 分	氏 名	所属・役職名	役職
1	学識経験者	土地 邦彦	どちペインクリニック理事長	
2	子どもの保護者	川口 祐樹	田富地区保育園保護者代表 (田富第一保育園保護者会会長)	
3	子どもの保護者	重田 康二	玉穂地区保育園保護者代表 (玉穂保育園保護者会会長)	
4	子どもの保護者	上嶋 建治	豊富地区保育園保護者代表 (豊富保育園保護者会会長)	
5	子どもの保護者	河西 通友	田富地区PTA代表(田富小PTA会長)	
6	子どもの保護者	大久保 巖	玉穂地区PTA代表(三村小PTA会長)	
7	子どもの保護者	薬袋 貴	豊富地区PTA代表(豊富小PTA会長)	
8	関係団体代表者	井口 貢	中央市議会厚生常任委員会委員長	
9	関係団体代表者	清水 由美	中央市教育委員会委員長	
10	関係団体代表者	原田 廣明	中央市青少年育成カウンセラー	
11	関係団体代表者	長島 幹夫	中央市民生委員・児童委員協議会会長	副会長
12	関係団体代表者	野田 妙子	中央市主任児童委員代表	
13	関係団体代表者	鷹野 利美	中央市愛育会会長	
14	子ども・子育て支援事業者	中澤 雅也	田富みかさ幼稚園理事長	
15	子ども・子育て支援事業者	井口 太	わかば幼稚園園長	
16	子ども・子育て支援事業者	乙黒 いく子	まみい保育園園長	
17	子ども・子育て支援事業者	三尾 馨	ひとふさの葡萄理事長	会長
18	子ども・子育て支援事業者	平沢 理恵	おんぶコアラ代表	

中央市子ども・子育て支援事業計画

「親が子どもがいきいきプラン」

発行日 平成 27 年 3 月

発 行 中央市役所 子育て支援課

〒409-3893

山梨県中央市成島 2266

TEL 055-274-8557

FAX 055-274-1125

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>

